

開国博 Y150 収支問題の対応状況について

「開国博 Y150（以下「Y150」という。）」収支問題の対応について、前回常任委員会（6月18日）以降の対応状況等をご報告します。

1 常任委員会への報告経過について

財団法人横浜開港 150 周年協会（以下「協会」という。）では、収支問題の解決に向け、現在、裁判所のもとで解決に取り組んでおり、本市としては、協会の対応状況等について常任委員会で報告してまいりました。

【常任委員会報告経過】

- ・平成 21 年 9 月 16 日：協会と博報堂 JV との契約について
- ・平成 21 年 12 月 4 日・7 日：開港 150 周年記念事業の総括、Y150 収支見込等
- ・平成 22 年 2 月 17 日：旅行代理店への法的措置等について
- ・平成 22 年 3 月 16 日：旅行代理店への民事訴訟等について
- ・平成 22 年 4 月 22 日：博報堂 JV への特定調停申立、市費 82 億の使途等
- ・平成 22 年 5 月 14 日：法的措置の進捗状況等
- ・平成 22 年 6 月 18 日：収支問題の主な経過、協会収支、法的措置の進捗状況等

2 特定調停の進捗状況について

(1) 博報堂 JV との特定調停について

ア 申立の趣旨

ア) 請求趣旨

「申立人と相手方との間の債務額を確定した上、債務の支払方法を協定する。」との特定調停手続きによる調停を行うことを求める。

イ) 概算契約額 約 34 億円、支払済額 0 円

イ 調停の経過（第 1 回～第 3 回）

平成 22 年 5 月 11 日 第 1 回調停期日

平成 22 年 6 月 18 日 第 2 回調停期日

平成 22 年 7 月 8 日 第 3 回調停期日

ウ 本市の呼出

平成 22 年 7 月 15 日付で、横浜地方裁判所から横浜市長あてで、「調停委員会は、横浜市が利害関係人として参加することが相当であると判断した。」として調停への呼出がありました。

民事調停法第 11 条 2 項（利害関係人の参加） 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有するものを調停手続きに参加させることができる。

エ 8月3日 第4回調停期日の概要

ア) 調停委員会の意見等

- ① 市は開港150周年記念事業（以下、「記念事業」という。）の総括的な立場で、協会を補助金等で支援してきた経緯があり、一定の社会的・道義的責任があるとも考えられるので、利害関係人として呼んだ旨の説明があった。
- ② 市の協会への追加支援の可能性や調停にのぞむスタンスについて質問があった。

イ) 本市の意見等

- ① 基本的には協会の債務整理の問題であると認識しており、呼出を受けたため、調停委員会の意見等を聞くというスタンスである旨説明した。

オ 8月31日 第5回調停期日の概要

ア) 調停委員会の意見等

- ① 市に追加支援の可能性について、債権者側に一部債権放棄の可能性について、それぞれ検討してほしい旨の打診があった。

イ) 本市の意見等

① 市とY150との関係

- ・ 市は、記念事業の基本計画や中期計画にY150を位置づけるとともに、Y150の実施計画を作成し、協会はこれを基本に実施設計などイベントの具体化を進めた。
- ・ 市は協会に対し、基本財産の出えん・職員派遣・補助金等で支援してきた。
- ・ 支援はしてきたが、事業主体は協会であり、協会が締結する契約に対し損失補償等を行っていない。

② 調停の課題

- ・ 協会の資産額・債務額を確定させ、債務超過額を明らかにすべき。

③ 市の追加支援の可能性

- ・ 仮に市が追加で支援するためには、地方自治法上の公益性の要件を満たすほか、法的妥当性が必要。
- ・ 仮に市が利害関係人として調停案を受諾する場合や、追加で支援する場合には、市会での議決が必要。

(2) TSP太陽との特定調停について

ア 申立の趣旨

ア) 請求趣旨

「申立人と相手方との間の債務額を確定した上、債務の支払方法を協定する。」との特定調停手続きによる調停を行うことを求める。

- イ) 当初契約額 約7.3億円、支払済額 約5.6億円

イ 調停の経過（第1回）

平成22年7月30日 第1回調停期日

ウ 本市の呼出

平成22年8月5日付で、横浜地方裁判所から横浜市長あてで、「調停委員会は、横浜市が利害関係人として参加することが相当であると判断した。」として、調停への呼出がありました。

エ 8月31日 第2回調停期日の概要

ア) 調停委員会の意見等

① 横浜市に対して追加支援の可能性について、債権者側に一部債権放棄の可能性について、それぞれ検討してほしい旨の打診があった。

イ) 本市の意見等

博報堂JV第5回調停期日と同様

(3) アサツーディ・ケイとの特定調停

ア 申立の趣旨

ア) 請求趣旨

「申立人と相手方との間の債務額を確定した上、債務の支払方法を協定する。」との特定調停手続きによる調停を行うことを求める。

イ) 概算契約額 約8.1億円、支払済額 約2.0億円

イ 本市の呼出

平成22年8月5日付で、横浜地方裁判所から横浜市長あてで、「調停委員会は、横浜市が利害関係人として参加することが相当であると判断した。」として、調停への呼出がありました。

ウ 9月7日 第1回調停期日の概要

ア) 調停委員会の意見等

① 横浜市に対して追加支援の可能性について、債権者側に一部債権放棄の可能性について、それぞれ検討してほしい旨の打診があった。

イ) 本市の意見等

博報堂JV第5回調停期日と同様

(4) 今後のスケジュール

9月27日(月)	博報堂JV 第6回	/	TSP太陽 第3回
	アサツーディ・ケイ 第2回		
10月12日(月)	博報堂JV 第7回	/	TSP太陽 第4回
10月13日(火)	アサツーディ・ケイ 第3回		
10月26日(火)	博報堂JV 第8回	/	TSP太陽 第5回
	アサツーディ・ケイ 第4回		

3 民事訴訟の進捗状況について

協会と旅行代理店との入場券大口買取販売契約を巡る民事訴訟は、この間、2回の口頭弁論が行なわれました。

(1) 近畿日本ツーリスト・相鉄観光との民事訴訟について

- ア 原告（反訴被告） 財団法人横浜開港 150 周年協会
イ 被告（反訴原告） 近畿日本ツーリスト株式会社
被告 相鉄観光株式会社

ウ スケジュール

- ・ 第2回口頭弁論 平成22年7月6日
- ・ 第3回口頭弁論 平成22年9月7日

エ 進捗状況

原告（反訴被告）及び被告（反訴原告）から、それぞれの主張についての証拠書類等が提出され、口頭弁論が行われました。（別添準備書面のとおり）

裁判官からの和解意思の確認を受け、双方、和解協議に入ることで合意しました。

オ 次回期日

- ・ 次回 平成22年9月21日
- ・ 次々回 平成22年10月1日

【参考】近畿日本ツーリスト・相鉄観光との民事訴訟の概要

1 協会の訴状（概要）

(1) 請求の趣旨

- ・ 被告近畿日本ツーリストは、金109,249,787円及び遅延損害金を支払え
- ・ 被告相鉄観光は、金36,462,306円及び遅延損害金を支払え等の判決を求める。

(2) 請求原因

被告は「大口買取入場券に関する覚書」の約定に従い、残額等を支払う義務がある。

[約定日]平成20年5月30日

[代金] 近畿日本ツーリスト 2億7千万円

(ﾊﾞｲﾄﾞ 普通大人入場券(1800円)で15万枚分)

相鉄観光 9千万円

(ﾊﾞｲﾄﾞ 普通大人入場券(1800円)で5万枚分)

代金は、買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額原告に支払うものとし、販売手数料等を代金から控除し、原告に支払う。

[支払期日]前金 平成21年3月31日 残金 平成21年11月16日

2 近畿日本ツーリストの反訴（概要）

(1) 請求の趣旨

- ・ 反訴被告は、金40,062,895円及び遅延損害金を支払え等の判決を求める

(2) 請求原因

- ・ 入場者の低迷は世界的経済危機等、予測不能。
- ・ イベント内容が説明内容と異なり集客力に乏しい。等

(2) 株式会社日本旅行から協会への民事訴訟について

- ア 原告（反诉被告） 株式会社日本旅行
- イ 被告（反訴原告） 財団法人横浜開港 150 周年協会
- ウ スケジュール

- ・ 第 2 回口頭弁論 平成 22 年 7 月 9 日
- ・ 第 3 回口頭弁論 平成 22 年 9 月 10 日

エ 進捗状況

原告（反诉被告）及び被告（反訴原告）から、それぞれの主張についての証拠書類等が提出され、口頭弁論が行われました。（別添準備書面のとおり）

近畿日本ツーリスト・相鉄観光との訴訟の和解協議開始を踏まえて、次回期日に和解協議について議論されることとなりました。

オ 次回期日

- ・ 次回 平成 22 年 10 月 12 日
- ・ 次々回 平成 22 年 11 月 1 日

【参考】日本旅行との民事訴訟の概要

1 日本旅行の訴状（概要）

(1) 請求の趣旨

- ・ 被告は、金 50,467,176 円及び遅延損害金を支払え等の判決を求める。

(2) 請求原因

- ・ 事前の説明とイベント内容が異なる。
- ・ 協会の各種割引販売により、入場券販売を妨害 等

2 協会の反訴（概要）

(1) 請求の趣旨

- ・ 反訴被告は、金 89,097,333 円及び遅延損害金を支払え等の判決を求める。

(2) 請求原因

被告は「大口買取入場券に関する覚書」の約定に従い、残額等を支払う義務がある。

[約定日]平成 20 年 5 月 30 日

[代金] 2 億 3 千 4 百万円

(ﾊﾞｲｯﾄﾞ普通大人入場券 (1800 円) で 13 万枚分)

代金は、買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額反訴原告に支払うものし、販売手数料等を代金から控除し、反訴原告に支払う。

[支払期日]前金 平成 21 年 3 月 31 日 残金 平成 21 年 11 月 16 日

4 本市に対する住民訴訟について

かながわ市民オンブズマン及びよこはま市民オンブズマンから提訴されている住民訴訟は、この間、1回の口頭弁論が行なわれました。

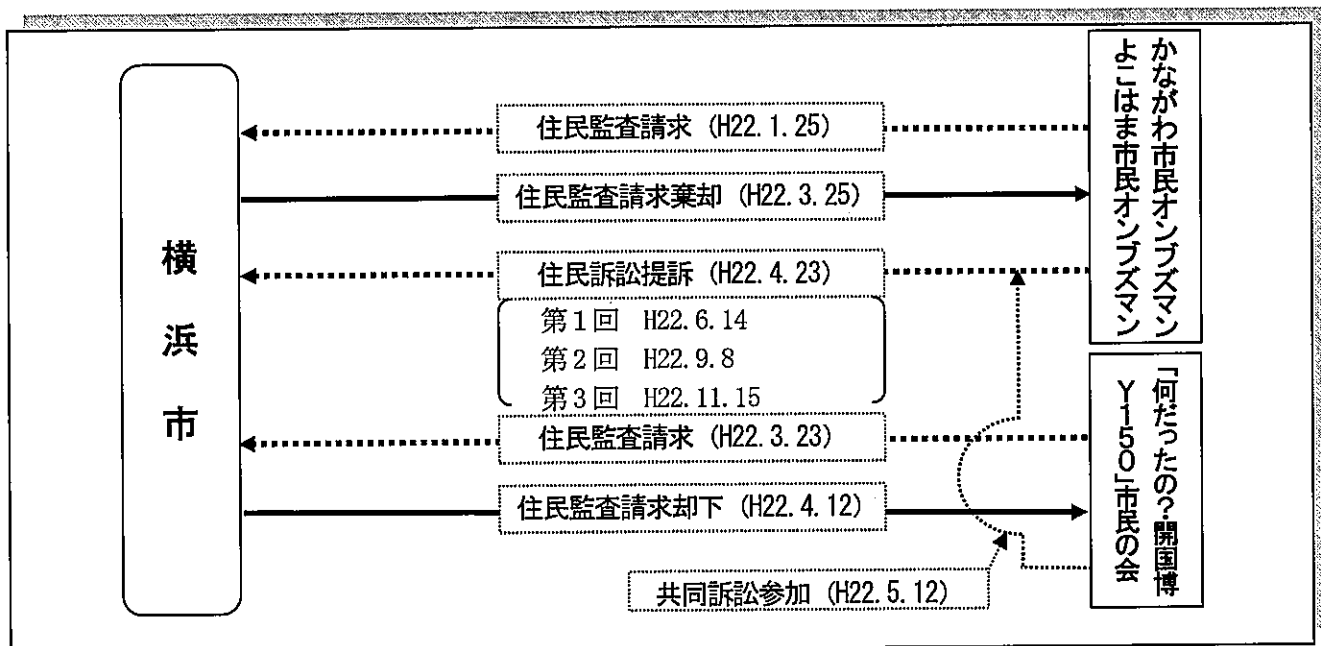
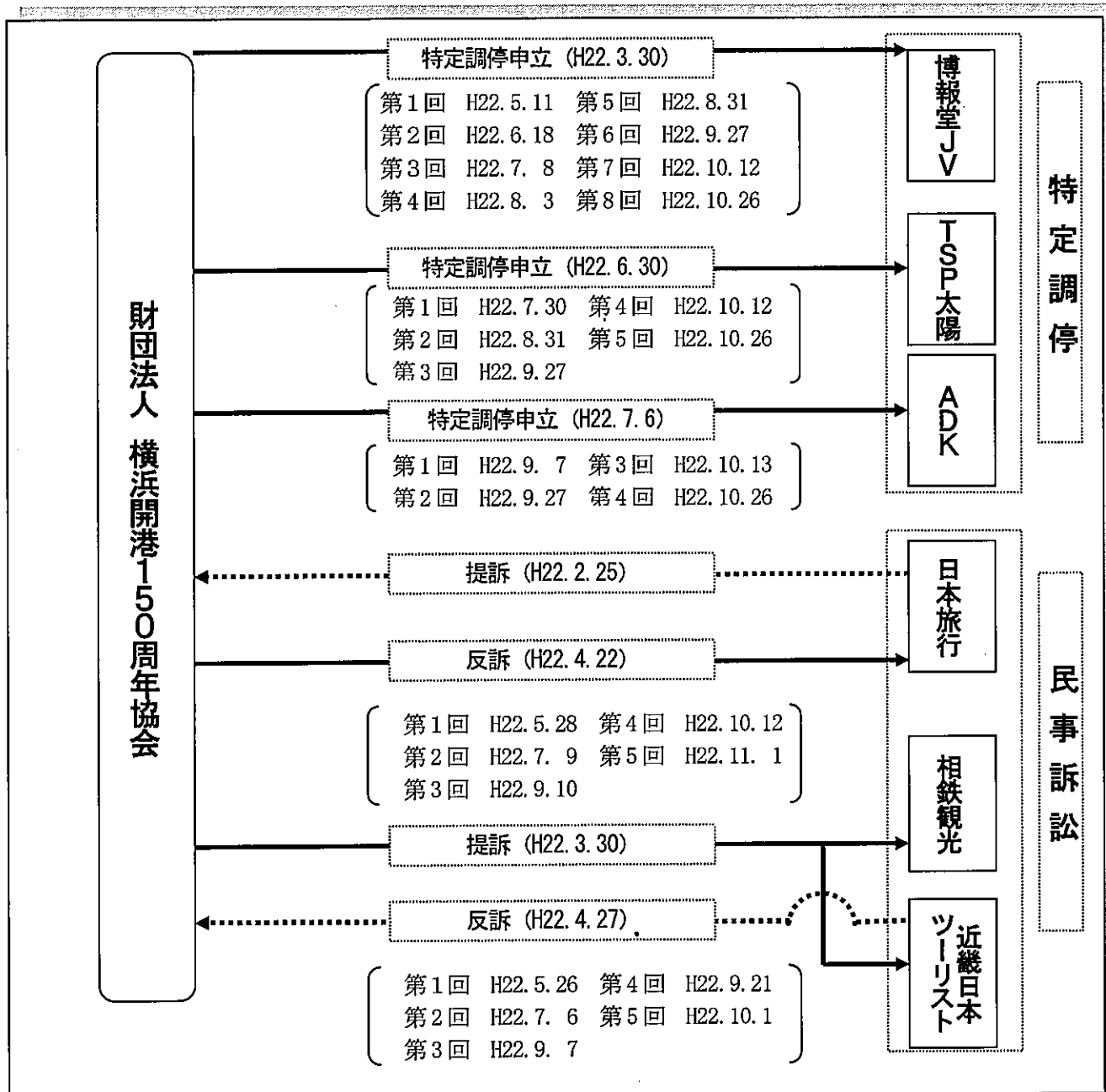
- (1) 原告 かながわ市民オンブズマン、よこはま市民オンブズマン
- (2) 被告 横浜市長林文子
- (3) スケジュール
第2回口頭弁論 平成22年9月8日
- (4) 口頭弁論の概要
原告から、開国博 Y150 に関連する資料の請求があり、本市から証拠書類として提出しました。(別添証拠説明書のとおり)
- (5) 次回期日
次回 平成22年11月15日

【参考】住民訴訟の概要

- 1 かながわ市民オンブズマン・よこはま市民オンブズマンの訴状（概要）
 - (1) 請求の趣旨
 - ・ 市長は、前市長に約78億円の損害賠償請求をせよ
 - ・ 150周年記念事業に充当するため財政調整基金を取崩してはならない、との判決を求める。
 - (2) 請求原因
 - ・ 協会の実施業務等委託契約は、プロポーザルによる選定の際の前提条件を大幅に変更する違法な契約で、その財源としての補助金交付は違法である。
 - ・ 開港150周年記念事業の財源として、財政調整基金を取崩すことは違法である。
- 2 本市の答弁（概要）
 - (1) 請求の趣旨
 - ・ 原告らの訴えの棄却・却下を求める。
 - (2) 請求原因
 - ・ 協会の実施業務委託契約は適法で、補助金交付も予算の範囲内で、規則・要綱に基づき公布決定しており適法。
 - ・ 財政調整基金の繰入は地方財政法・条例に基づき適切に執行。

◆ 「開国博 Y150」収支問題 法的手続の進捗状況 ◆

参考



「開国博Y150」訴訟関連資料

1 財団法人横浜開港150周年協会（以下、「協会」）と旅行代理店との民事訴訟

(1) 協会と株式会社日本旅行（以下、「日旅」）の訴訟に係る関連資料

ア	【協会】訴えの変更申立書（平成22年6月28日）	1
イ	【協会】準備書面（平成22年6月28日）	2
ウ	【日旅】第2準備書面（平成22年7月5日）	3
エ	【日旅】第3準備書面（平成22年7月7日）	4
オ	【日旅】第4準備書面（平成22年8月19日）	5
カ	【協会】準備書面（平成22年8月30日）	6

(2) 協会と近畿日本ツーリスト株式会社（以下、「近ツ」）・相鉄観光株式会社（以下、「相鉄」）の訴訟に係る関連資料

キ	【協会】準備書面（平成22年7月5日）	7
ク	【相鉄】準備書面（1）（平成22年8月20日）	8
ケ	【近ツ】準備書面（2）（平成22年8月20日）	9
コ	【協会】訴えの変更申し立てに対する答弁書（平成22年9月9日）	10

2 本市に対する民事訴訟（住民訴訟）

(1)	【市民ワブスマン】共同訴訟参加人ら準備書面1（平成22年9月6日）	11
(2)	【市】証拠説明書（2）（平成22年9月8日）	12

平成22年(ワ)第2136号入場券代金返還請求反訴事件

(本訴 平成22年(ワ)第987号入場券代金返還請求事件)

本訴原告(反訴被告)株式会社日本旅行

本訴被告(反訴原告)財団法人横浜開港150周年協会

訴えの変更申立書

平成22年6月28日

横浜地方裁判所第8民事部合議係 御中

反訴原告(本訴被告)訴訟代理人

弁護士 末岡峰雄

電話 045-(662)7597

FAX 045-(662)7595

貴庁平成22年(ワ)第987号原告株式会社日本旅行、被告財団法人横浜開港150周年協会間の入場券代金返還請求事件について、反訴原告(本訴被告)が提起した入場券代金返還請求反訴事件について、反訴原告は次のとおり請求の趣旨及び原因を変更する。

第1 請求の趣旨の変更

反訴状請求の趣旨を次のとおり変更する。

- 1 反訴被告は、反訴原告に対し、金89,061,249円及びこれに対する平成21年11月17日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は反訴被告の負担とする。

との判決及び1項に付き仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因の変更

請求の原因第5項の記載が誤っていたため、下記のとおり訂正する。

記

反訴被告は、本件約定に従い、残金の支払期日である平成21年11月16日までに前項の代金総額のうち、金112,178,751円を支払ったが、残金89,061,249円については現在までその支払いをしない。

以上

8

8

平成22年(ワ)第2136号入場券代金反訴請求事件

(本訴平成22年(ワ)第987号入場券代金返還請求事件)

反訴被告(本訴原告)株式会社日本旅行

反訴原告(本訴被告)財団法人横浜開港150周年協会

準備書面

平成22年6月28日

横浜地方裁判所第8民事部合議係 御中

反訴原告(本訴被告)訴訟代理人

弁護士 末岡峰雄

電話 045-(662)7597

FAX 045-(662)7595

(反訴請求原因に対する答弁3項について)

反訴原告、反訴被告間に合意された覚書(甲2号証)内容の文言について補足説明をすると以下のとおりである。反訴被告は、反訴原告との間で反訴原告から前売第1期入場券13万枚を(1枚1、800円の単価で)購入し(覚書2条本文)、この代金は(反訴原告から購入した入場券の販売数如何にかかわらず)全額を反訴被告は反訴原告に支払う(覚書1条2項・2条1項1号)とする合意をしたものである。その結果、反訴被告は反訴原告に対して、金23、400万円の債務を負担した。反訴原告の反訴状請求原因3項記載の趣旨は以上のとおりである。

(契約の一部解除の主張について)

本訴原告は、本訴被告から購入した入場券の売れ残り部分について、イベント内容等の一部の債務不履行等を理由に入場券販売契約（甲2号証）を解除する旨の主張をしているが、入場券販売契約（甲2号証）は1個の契約であり、一部の債務不履行を理由に売れ残りの入場券に係る部分について、その1部を解除することは認められない。なお、この点については、本訴被告は答弁書（総括・本件契約の解除取消し）2項（13頁）で主張している。

（求釈明）

1 本訴状請求原因8項（2）中、本訴原告が販売した入場券51、240枚について、券種および区分ごとの枚数と金額を明らかにされたい。

2 訴状請求原因8項（2）中、本訴原告が販売した入場券51、240枚のうち、本件契約に基づき納品を受けた入場券の販売枚数が合計40、149枚であるとして51、240枚から11、091枚を除外してこの代金を67、366、400円と算定した理由について明らかにされたい。

以 上

次回期日：平成 22 年 7 月 9 日午前 10 時 30 分

平成 22 年（ワ）第 987 号入場券代金返還請求事件

（反訴：同年（ワ）第 2136 号入場券代金返還請求反訴事件）

原告（反诉被告） 株式会社 日 本 旅 行

被告（反訴原告） 財団法人横浜開港 150 周年協会

横浜地方裁判所第 8 民事係 御 中

平成 22 年 7 月 5 日

原告（反诉被告）訴訟代理人

弁 護 士 三 浦 雅 生

弁 護 士 山 本 厚

弁 護 士 石 川 雅 子

弁 護 士 河 野 裕 輔

弁 護 士 今 野 智 博

弁 護 士 岡 野 陽 子

弁 護 士 住 吉 大 輔

第 2 準 備 書 面

答弁書記載の被告の認否及び主張に対する反論

1 本件契約に基づく被告の債務と債務不履行について（訴状4頁請求の原因3項関連）

(1) 被告は、「本件契約は入場券の売買であり（甲第1・2号証）、そのほかに被告が本件テーマイベントを実施すべき義務を原告に対して負担する旨の合意をしたものではない」（答弁書7頁）として、原告が主張する「入場券購入者が特定の場所において特定の施設や特定の内容のイベントを見学できるようにする義務」を被告が負っていることを全面的に争われている（答弁書2頁第2請求の原因に対する答弁3項）。

しかし、他方、さすがに、被告も本件イベント実施義務を全面的に否定することはできず、「パンフレット等で発表された本件イベントについて、横浜開港150周年記念テーマとして予定されたイベントの趣旨を損なわない限度で正当事由がある限りその内容変更は当然の前提とされて」いると主張されている（答弁書6～7頁）。この主張は、言い換えれば、被告も本件イベントにつき、「正当な事由がない限りは、パンフレット等で発表された本件イベントの内容を変更することは許されず」、「変更が許される場合も、その範囲はイベントの趣旨を損なわない限度に限られる」ということを認めておられるものである。

原告が被告の債務不履行と指摘する事項は、いずれも大口入場券購入者で販売リスクを負う原告を含む旅行会社に事前に何らの相談もなく一方的に行った変更であり、被告の基準によっても、正当な事由のないことは明らかである。また、その変更の内容は、本件入場券販売の前提となるイベントの集客力を損なっているという意味で、被告の

基準によっても、予定されたイベントの趣旨を損なっているもので、許される範囲を超えていると言わざるを得ない。

- (2) 被告は、原告が主張しているイベント内容が平成19年10月11日の記者発表の際の資料（甲3，同4）によるものであることを理由に「不当な主張」と原告の訴訟追行の仕方を非難されている。その後の変更経過については、「入管センターの構成メンバーの一員である原告は十分に承知して」いたからであるという（答弁書7頁）。

しかし、被告は、本件契約締結の相当前から事実上強制とも言える態度で、原告を含む入管センターの構成旅行会社に対し、本件入場券の大口買取を迫り、ほぼ大口買取が決まった後から、全く事前の協議もなく、一方的にイベント内容の変更等を行い記者発表により知らしめたもので、その被告から「不当」などという非難を受ける謂われは全くない。

被告担当者らと入管センター構成旅行会社の担当者らは、横浜博開催までの間、定期的の実務者会議を開いていたが、早くも平成20年（2008年）3月11日開催の第11回実務者会議の席上で、イベント内容の最終確定がまだ難しいという一方で、原告を含む入管センター構成の各旅行会社による本件入場券の買取枚数の明示を求めてきた（甲8の1の2枚目）。そして、同年3月25日開催の第13回実務者会議では、いきなり冒頭で、入管センター構成各旅行会社は被告から本件入場券の買取枚数の明示を迫られ、やむなく入管センターの幹事旅行会社である株式会社JTBが「20万枚」という具体的な数字を提示したものである（甲8の2の1枚目）。被告はこの提示に対しても、「幹事会社として、買取20万枚はいかがなものか。」と露骨に枚数の増加を要求され、同社は、その場で撤回を余儀なくされている。さらに、原告ら入管センター構成旅行会社の各担当者は、同年3月28日に

も「入場券買取に関する臨時実務者会議」に招集され、その席で被告から被告が目標としている入管センター構成旅行会社への本件入場券の販売枚数は90万枚であることを申し渡されたうえで、本件入場券の買取枚数の「宣言」を4月15日午後4時からの実務者会議においてするよう、迫られたものである（甲8の3の1枚目）。被告は、同年4月1日に開かれた実務者会議でも、「2週間後の次回の実務者会議予定4/15（火）については、入場券買取枚数の締切日でもある為、JV各本社の実務者会議の出席方をお願いしたい」として（甲8の4の2枚目）、何がなんでも次回実務者会議において本件入場券の買取枚数を決定することを原告ら入管センター構成旅行会社に迫ったものである。

原告としては、ここまで露骨に迫られては応じるしかないと判断し、被告が横浜博の有料入場数を500万人と説明していることから、その説明を信頼して本件入場券の総販売枚数を500万枚と想定して、過去に行われた浜名湖花博入場券販売実績と愛知万博入場券販売実績の各データに基づき（因みに両博覧会とも目標販売枚数を達成している）、原告の販売予測を立てた結果（甲9）に基づき、同年4月15日に開かれた実務者会議において、原告は他の入管センター構成旅行会社とともに、被告に対し本件入場券の買取枚数を約束したもので、原告負担分は15万枚ということがこの日に確定したものである（甲8の5の1枚目）。

この原告ら入管センター構成各旅行会社の本件入場券買取枚数が確定した平成20年（2008年）4月15日時点では、被告も認めておられるように、原告らが本件イベントの内容を知るための資料は平成19年10月11日付けの資料（甲3、同4）しかなかったものである（答弁書7頁）。しかも、当然のことながら、同日の実務者会議において、

被告担当者らは、その時点でのイベントの内容につき、「まだ、内容的にはグレーゾーンはあるが、チケットに付加価値がつく様に、今後ともアピールしていきたい。そして、5月下旬には当テーマイベントに焦点を当てて今より更に深く掘り下げ、協会として全力投球で臨み、出来るだけの事を行っていきたい」と原告らに約束されていたものである（甲8の5の1枚目）。

原告らが、甲3及び甲4記載のイベント内容を基準に、被告の債務不履行を指摘するのは当然のことである。

2 Yシアターでのアニメ（訴状6頁請求の原因3項(6)関連）

被告は、Yシアターについての、「アニメの3部作の内容も各部署で完結するという契約（甲3の19頁、甲4の7頁）であったが」、「アニメの内容は契約とは全く異なり」、「3部作の全作品を見なければストーリーが完結しないという代物であった」という原告の指摘について、全く認めることなく全面的に争うという（答弁書3頁第2請求の原因に対する答弁3項(6)）。

しかし、「3部作の全作品を見なければストーリーが完結しない」という問題点は、横浜博開幕直後から夙に指摘されてきていたことで、平成21年（2009年）5月21日に開かれた被告と原告ら入管センター構成旅行会社との定例会議の中でも、被告担当者らから「未来シアター『パトロン』が3部作で、3回来場しないと全話が見れないことを問題視し、1日で3話を見られるようにスケジュール等を検討中」であることが、明らかにされたほどである（甲8の7の2枚目）。ところが、被告は「検討中」、「調整中」（甲8の8の1枚目）という全く誠実に対応する姿勢を見せることなく、閉幕まで改善されることなく終わったものである。このことは、マスコミからの総括でも、「映画は3部作通しての鑑賞ができず、1度きりの来場客にとっては消化不良」と指摘されているとこ

るであり（甲10の2）、誰にでも明らかな事実である。被告が、このように明白な事実についてまで、全く根拠も示さずに「争う」という態度をとられる理由が理解できないところである。

3 被告による正規入場券販売の妨害行為（訴状6頁請求の原因4項関連）

(1) 被告は、「原告は、平成20年6月に横浜市水道局、同市厚生会、同市職員向けに本件入場券を割引販売するよう被告から強いられ、割引額についての負担までさせられた」との原告の主張につき、原告主張の時期に原告主張の相手方らに本件入場券を販売したことは認めながら、「その余は否認する」と答弁している（答弁書3頁第2請求の原因4項(1)）。しかも、被告は「これらの販売は」「被告の関知するところではない」とまで言い切っておられる（答弁書8頁）。

しかし、被告は、「入場券の販売を希望される横浜市の関係機関」と題する書面（甲11）に、横浜市職員厚生会、横浜市水道局職員厚生会、神奈川県教育委員会教育局厚生課ごとに、具体的な割引率を明示し、各担当の旅行会社の割り当てまで記載したものを、原告を含む各旅行会社に提示し、実施を求めたものである。「被告の関知するところではない」どころか、全て被告の作ったシナリオ（甲11）どおりに演じることを、原告らは事実上強制させられたものである。

(2) 被告は、「本件前売第1期の期間のみの販売予定であったベイサイド・ヒルサイドセット券（甲5）を、被告は会期終了まで販売した」との原告の主張を「否認する」と答弁されている（答弁書3頁第2請求の原因4項(2)）。

この答弁は意味不明な、矛盾した認否である。素直に解釈すれば「ベイサイド・ヒルサイドセット券は本件前売第1期の期間のみの販売予定ではなかった」のに、被告は「会期終了まで販売していない」という意味になる。

改めて、正確な認否をされるよう求めるものである。

- (3) 被告は、「前売第2期は開幕前日（平成21年4月27日）で終了するものが（甲2の第3条(2)）、被告は平成21年5月15日まで前売第2期価格での本件入場券販売を行った」との原告の主張について、後段を否認されている（答弁書4頁第2請求原因に対する答弁4項(3)）。その趣旨は、被告は前売第2期価格での本件入場券の販売を契約どおりに開幕前日までで終了させたと主張されていると解される。

しかし、実際には、被告は平成21年4月7日の実務者会議でいきなり、「Y150の前売2期は4月27日で終了するが、直販扱いの第2期前売申込は、5/15までを期限とし、第2期前売の扱いとしたい」という旨を入管センター構成各旅行会社に宣言し（甲8の6の1枚目）、強行したものである。これを正規料金で必死に販売している原告らに対する「妨害」と言わずして、何を言うのであろうか。

ここでも、被告は明白な事実まで否認されているもので、被告の答弁全体の信用性を疑わざるを得ないものである。

- (4) 被告は、平成21年6月末より、賛助会員（協賛企業等）向けにベイサイド・ヒルサイドセット券を割引販売していることを、全面的に「否認」されている（答弁書4頁第2請求原因に対する答弁4項(4)）。

しかし、この点に関しては、被告が賛助会員向けに出した案内文書（甲12）が存在するもので、誰にとっても明白な事実である。

被告の認否は、隠せそうなものは隠そうという意図をもったものと評さざるを得ないものである。

- (5) 被告は、「海のエジプト展割引」等各種の割引券を発行したことは認めながら、「五月雨的に被告により」発行され「広く公衆に配布され」、原告らの正規料金での本件入場券販売の妨害となったことは争うと答弁している（第2請求原因に対する答弁4項(4)）。

しかし、いずれの割引券も、原告ら入管センター構成旅行会社に対しては、事前の相談がないばかりか、例えば、トライアスロン割引は、全く知らせもなく、偶々被告に出向していた旅行会社社員が気づいて、情報を提供してくれたものである（甲第14号証の2）。また、「アンケートに回答したら400円割引」なる割引は、原告ら入管センター構成旅行会社が反対していた割引で、「400円」という金額にも反対で、万一実施する際には、事前に相談して欲しいと要望していたにも関わらず、一方的に開始の連絡だけをしてきたもので、使用方法や精算方法の説明もなかったものである（前同の1）。まさにその発行態様は基本方針のない「五月雨的」なもので、いずれもが正規料金での本件入場券の販売の妨害となっていることは明白である。

- (6) 被告は、原告主張の「区民デー割引」を実施したことは認めながら、「その余は争う」と答弁されている（答弁書4頁第2請求の原因に対する答弁4項(6)）。「既に開催期に入っている平成21年8月と9月に実施され、前売第1期の価格で本件入場券が販売された」ことは認めながら、「前売第2期より安い価格での販売なので、当然のことながら、現地では前売第2期に購入された区民からクレームが出された」という事実（訴状7頁請求の原因4項(6)）を争うという趣旨のようである。

実は、「区民デー割引」なるものの、こうした問題点は事前に入管センター構成旅行会社から指摘されており、珍しいことに被告もその指摘を理解して、単純な割引という形を止めることに同意していたものである。被告は、平成21年（2009年）6月23日に開かれた、原告、株式会社JTB及び近畿日本ツーリスト株式会社との「Y150入場券買取枚数の減免措置の依頼」に関する会合において、原告らに対し、「区民デー割引」の構想を提案し、入管センター構成旅行会社5社による

店頭販売を依頼してきたものである（甲8の8の3枚目）。しかし、この被告提案の割引販売は「事前に正規価格で購入したお客様からクレームが出るのが予想される」とことと「25%引きで販売するのであれば入場者数が33%上昇増加しなければ意味がない」が、「1800円にしたからといって急に入場者が増えるとも思えない」として、旅行会社側は「区民デー割引」の提案自体に反対の意向を示した（前同）。そのうえで、被告の立場を考慮して、旅行会社側からは、「正規価格で販売して、区民である証明を提示すれば、夜間割引入場券かヒルサイド入場券をプレゼントして、もう1回ご来場いただくようにしたほうが良いのではないか」という逆提案を行った。「1,800円で販売して来場1回きりになるよりも、2,400円で2回ご来場いただける手法の方が、来場者数を増加させることもでき」、「この手法であれば、既に購入したお客様にも平等にプレゼントを提供できる」からであった（前同）。

原告桑垣誘致部長も、その場では、「確かに、その手法の方が入場者数を伸ばす一因になる。この方法で進めてみよう。」（前同）と賛同されたにもかかわらず、舌ね根も乾かない同年7月12日には、横浜市各区地域振興課長宛に被告の当初提案どおりの「区民デー割引」を実施する旨を通達し（甲13の1、販売箇所は旅行会社の賛同を得られなかったことからか、「ベイサイドエリア有料会場に区民デー特設券売所を設けます」（甲13の2）となっている）、正に一方的に実施されている。

被告の他人の迷惑を顧みない態度、ここに極まれりである。

4 被告の協力義務違反について（訴状請求の原因5項関連）

- (1) 被告は、「横浜博は被告による広報・宣伝が不十分なだけでなく」、「再三の原告ら旅行会社からの改善要請にもかかわらず」、「本件入

場券を購入しなくとも会場外から、横浜博の唯一の目玉コンテンツである『ラ・マシン』（甲6）のパフォーマンス、アースバルーンが丸見え状態で放置した」等の被告の協力義務違反の原告の主張につき、全面的に「争う」とされている（答弁書4頁第2請求の原因に対する答弁5項）。

(2) そのうえで、被告は実行された広告・宣伝等の主だったものを列挙されている（答弁書9頁3項）。

しかし、いかに被告が十分な広告・宣伝を行ったと強弁されようとも、被告の表現を借りれば「目標数値」とされる有料入場者数500万人に対し、実際には被告の公式発表によってさえも僅かに123万9,325人と目標数値の4分の1にも達せず終わっているという現実が、被告の怠慢ぶりを如実に物語って余りある。

実際に、原告ら入管センター構成旅行会社は、横浜博の余りの不振ぶりに危機感を覚え、開幕後1ヶ月もたたない平成21年5月21日の被告との定例会議において、このままでは有料入場者数は「最終的に150万人程度が精一杯ではないか」と被告としての今後の展開を質している（甲8の7の1枚目）。さらに、原告ら入管センター構成旅行会社は、被告に対し、同年5月28日に、「Y150入場券販売促進対策について」と題する書面（甲15の1）をもって、具体的に「首都圏全域に達する連続した大規模な広報宣伝の実施」、「中部・関西・信州・関越・東北圏での広報宣伝に拡大」等5項目にわたるプロモーションの抜本的な対策等を申し入れている（前同2枚目）。

しかし、被告は、その後も危機感を欠いており、全く具体的で抜本的な対策がとられず、同年6月になっても、依然有料入場者数が低迷していることから、最終的な有料入場者数は「このままでは、目標500万人を大幅に下回る120万人位ではないか」として、原告ら入管セン

ター構成旅行会社は、同年7月3日に広報・宣伝の拡大を含む有料入場者数増大を目指した抜本的な対策実施のための被告の事務総長との面談を被告に求めている（甲15の2）。

被告は、この要請に応じて、小野耕一被告事務総長（専務理事）が同年7月9日に、原告ら入管センター構成旅行会社担当者らと面談した。この席で、原告ら入管センター構成旅行会社担当者らは、後述するように「ラ・マシン」を会場外から見えなくすることと合わせて、コンテンツの拡充と広報の強化が必要なことを訴えた。その場では、小野被告事務総長は、「夏休みに向けて、コンテンツの拡充等も図るので心配しないで欲しい」と回答されたものの、実際には、十分なコンテンツの拡充も広報の強化もなされなかったために、夏休みに入っても有料入場者数の顕著な伸びが見られず、再度、入管センター構成旅行会社らは、同年8月4日に、被告に対し、事務総長との面談を求めざるを得ない状況であった（甲15の3）。同年8月7日に、被告は小野事務総長と原告ら入管センター構成旅行会社らとの面談の機会を作ったが、同年8月4日に書面で予め具体的な有料入場者数増大のための方策の提示をお願いしていたにもかかわらず（甲15の3）、被告からは明確な回答はなく、原告らとしては以上の交渉経緯の中で、全く改善策を実行しようもしない被告の対応能力に対する信頼を失い、当初計画の有料入場者数500万人の確保が絶望的になったことを受けて、それからは大口買取枚数の見直しの要請に力を入れざるを得ない状況となったものである（甲15の4）。

- (3) 被告は、「ラ・マシン」等につき、「この巨大工作物を完全に覆い隠すことは困難であることは、原告としても企画段階から容易に理解出来ていた筈」と弁解に努めておられるが（答弁書9頁2項）、全くの後付の理由に過ぎず、原告らは全くそのような理由の説明など受

けていない。

そもそも、「ラ・マシン」等が会場外から丸見えのために、わざわざ入場券を買ってまでして会場内に入る必要がないという問題は、被告自身が問題として認識していたもので、開幕後僅か1ヶ月にも満たない平成21年(2009年)5月21日に開かれた、被告と原告ら入管センター構成旅行会社との定例会議の場で、有料入場者数増大に向けた被告による「テコ入れ」の一つとして、「ラマシンが外から見え難くなるように、フェンスの追加を検討中」であることを明らかにしている(甲8の7の2枚目)。ところが、その後、被告は全く何らの具体的な対応策をとらないことから、原告ら入管センター構成旅行会社は業を煮やし、平成21年7月3日に事務総長との面談を求める書面を被告に提出する際にも、「Y150のコンテンツ等に起因する問題(具体的事例)」の一つとして、「Y150は、無料エリアから大蜘蛛も、バルーンも見えることを周囲の同僚や、知人誰もが知っており、お金を払って有料エリアに入るといふ横浜市民は周りに誰も居ない。誰と話しても、有料エリアに入っている人は、横浜に初めて来る地方の人や、観光客しか居ないという評判だ」という「横浜市在住の友人からチケット購入を断られた」方のコメント等を記載した書面を被告担当者らに渡して、改善策の早期実行を促している(因みに、アースバルーンに至っては、映像だけではなく音声までも会場外に聞こえるため、入場券を購入しなくても楽しめるイベントであると宣伝しているかのようであった)。さらに、この申入れに応じて開かれた同年7月9日の小野被告事務総長と原告ら入管センター構成旅行会社との面談の場でも、原告らはコンテンツ(ラ・マシン)を会場外から見えなくすることを申し入れており、同事務総長はその場では、「扉等を設置する」と約したものの、全くそうした措置はとられなかった。そうした状況から、原

告ら入管センター構成旅行会社は、同年8月4日にも、「7月9日に総長にお約束いただいた、ラ・マシン等が外から見えないようにする手立て」等をテーマにしての、再度の小野被告事務総長との面談を要請した（甲15の3）。同年8月7日に開かれた同事務総長との面談でも、被告はラ・マシンを会場外から見えなくする措置をとることを約束されたが、結局、横浜博閉幕まで有効な措置は全くとられないままに終わったものである。

この点につき、被告は、「外部からその姿が見えたとしてもそのことは当初から予定されていたイベントであり、また外部からその姿形状が見えたとしても当該イベントの宣伝効果にもなり、そのことが原告の入場券販売の著しい妨げになったとは考えられない」と反論されているが（答弁書9頁2項）、開き直った強弁と言わざるを得ない。先に紹介した「横浜市在住の友人からチケット購入を断られた」方のコメントにあるように、横浜博最大の目玉イベントが会場外から見えるのであれば、誰が高い金を払って入場するかという単純な理屈である（甲10の3に掲載された写真を見れば、この理屈は誰にでも容易に理解される、正に一見は百聞に如かずの状況を示している）。このことは、多くのマスコミが一致して有料入場者数が増えなかった一因として指摘するところであり（甲10の2、3、8）。実は、被告自身が、総括されている自己弁護集とも言える内容の横浜博の「事業報告書（中間報告）」の中でさえ、「有料入場者数が約124万人に止まったこと」の理由の一つに、「有料会場全体を周囲から隔離する目隠し等を設置できなかったため、有料会場で展開した主要なコンテンツの一部（くも・バルーン）が会場の外から一部観覧できる状況となったこと」をあげておられるのである（甲16の10頁）。

被告の反論なるものが、如何に空しいものかがご理解いただけるで

あろう。

5 「予定有料入場者数 500万人」という虚構の数字（訴状8頁請求の原因6項関連）

- (1) 被告は、「事前に被告から横浜博の予定有料入場者数が少なくとも500万人にのぼるという説明を受け、かつ被告の公的性格からして原告らはこの数字を十分な裏付けのあるものと信頼していた」旨の原告の主張を、全面的に「争う」と答弁されている（答弁書4頁第2請求の原因に対する答弁6項）。

そのうえで、被告は、「被告が有料入場者数500万人と提示したのは、あくまでも目標数値の提示であって確定した数値の提示ではない」と弁解されている（答弁書12頁）。ここで、被告が「予定有料入場者数」（甲3の11頁、甲4の4頁）という言葉、さりげなく「予定」をとって「有料入場者数」としたうえで、さらに「目標数値」と言い換えているのは、言葉の遊びに過ぎないとしても、驚くべきことは、いかに「目標数値」とはいえ、何らかのその算定根拠らしきものがあると思っていたのが、答弁書には全くその算定根拠が示されていないことである。被告は何らの裏付けもなく、「予定有料入場者数500万人」という虚構の数字をもって、原告ら入管センター構成旅行会社を欺いたことを自白していることが、この答弁態度から明白となったものである。

- (2) さらに、被告は、予定有料入場者数500万人という数字につき、「これはあくまでもイベント目標であり、被告から500万人の入場者数を確定的なものとして予測し、これを前提に原告らに大口入場券の買取りを求めたことはない」と断言されているが（答弁書12頁）、全く事実に反する弁解である。

被告は当初は「目標」としていた「50.0万人」という数字を、「予

定有料入場者数」と改めて一般に公表するとともに（甲3の11頁、甲4の4頁）、前述したように、正に「予定」として有料入場者数500万人を前提とした本件入場券の大口買取りを原告ら入管センター構成旅行会社に求めてきたものである（甲8の1の2枚目、甲8の2の1枚目、甲8の3の1枚目、甲8の5の1枚目）。最終的に、被告は、500万枚の販売総数のうち、前売りで300万枚を販売することを前提に、そのうち原告ら入管センター構成旅行会社が90万枚を受け持ち、残りの200万枚を開催期に販売することとして、原告らに大口買取枚数を割り振ってきたものである（甲8の5の1枚目）。

(3) ところが、今になって改めて検証してみると、横浜博は、被告が掲げる「予定有料入場者数500万人」を受け入れるだけの施設とはなっていないことが明らかである。

横浜博会期中で、入場者数が最大となったのは、会期終了間際の9月21日、22日（5連休内）の1日約27,000人で、当日は入場規制が行われている。しかし、会期中に500万人が来場した場合の1日あたりの平均人数は約3万人強となり、毎日入場規制を必要とする会場スペースしか用意していなかった無謀なイベントであったのか、あるいは「予定有料入場者数」が実態とかけ離れた数値を原告ら入管センター構成旅行会社に提示していたこととしか考えられない。

他方、「ラ・マシン」の運転時には、マシンの移動スペースを確保するために、元々狭い「はじまりの森」会場の中で更に收容スペースを削減するため、收容能力には限界があり、上述の入場規制時人数を大きく上回る入場は不可能と推測される。

また、「未来シアター」の收容能力は毎回の上映が満席だとしても、780席×20回（1日の上映回数）×153日間（会期日数）では240万人にも届かない。「スーパーハイビジョンシアター」に至っては（乙1の42頁右下）、300

席×23回(1日の上映回数)×153日間(会期日数)で、なんと約105万人の収容能力しかなかった。仮に2倍の上映回数にしても210万人にしかならない。これらシアターの収容能力から見ても、500万人の来場は不可能であったことが証明される。

被告は、こうした施設の収容能力からしても、500万人もの入場者を迎えることができないことを、施設企画者として知りうる立場にいたにもかかわらず、何ら裏付けのないありえないという意味で虚構の予定有料入場者数を謳うことで、原告をして本件契約を締結させたものである。

添 付 書 証 の 表 示

- 1 甲第8号証の1 (第11回実務者会議議事録)
- 2 甲第8号証の2 (第13回実務者会議議事録)
- 3 甲第8号証の3 (入場券買取に関する臨時実務者会議議事録)
- 4 甲第8号証の4 (第14回実務者会議議事録)
- 5 甲第8号証の5 (第15回実務者会議議事録)
- 6 甲第8号証の6 (第35回実務者会議議事録)
- 7 甲第8号証の7 (平成21年5月21日付定例会議議事録)
- 8 甲第8号証の8 (平成21年6月23日付けY150入場券買取枚数の減免措置の依頼打合せメモ)
- 9 甲第9号証 (原告の本件入場券販売予測計算メモ)
- 10 甲第10号証の1～9 (新聞記事抜粋)
- 11 甲第11号証 (「入場券の販売を希望される横浜市の関係機関」と題する書面控え)
- 12 甲第12号証 (被告の賛助会員宛案内文書)
- 13 甲第13号証の1 (「『開国博 Y150 ペイサイドエリア区民デー』周知

のご協力について（依頼）」と題する書面)

- 14 甲第 13 号証の 2 (開国博 Y150 ベイサイドエリア区民デー開催案内)
- 15 甲第 13 号証の 3 (「ベイサイドエリアにおける『区民デー』の実施方法の変更について（依頼）」と題する書面)
- 16 甲第 14 号証の 1 (平成 21 年 (2009 年) 8 月 13 日付け電子メール)
- 17 甲第 14 号証の 2 (同年 8 月 19 日付け電子メール)
- 18 甲第 15 号証の 1 (「Y150 入場券販売促進対策について」と題する文書控え)
- 19 甲第 15 号証の 2 (「事務総長との面談について」と題する文書控え)
- 20 甲第 15 号証の 3 (「8 月 7 日の事務総長との面談について」と題する書面控え)
- 21 甲第 15 号証の 4 (「大口買取枚数の見直しについて」と題する書面控え)
- 22 甲第 16 号証(横浜開港 150 周年記念テーマイベント「開国・開港 Y150」事業報告書 (中間報告) 抜粋) 以 上

8

9

次回期日：平成22年7月9日午前10時30分

平成22年（ワ）第987号入場券代金返還請求事件

（反訴：同年（ワ）第2136号入場券代金返還請求反訴事件）

原告（反诉被告） 株式会社 日 本 旅 行

被告（反訴原告） 財団法人横浜開港150周年協会

横浜地方裁判所第8民事係 御 中

平成22年7月5日

原告（反诉被告）訴訟代理人

弁護士 三 浦 雅 生

弁護士 山 本 厚

弁護士 石 川 雅 子

弁護士 河 野 裕 輔

弁護士 今 野 智 博

弁護士 岡 野 陽 子

弁護士 住 吉 大 輔

証 拠 説 明 書 (2) (甲号証)

番号	標目	立証趣旨	作成者名	原本
8 の 1	第 11 回実 務者会議議 事録	平成 20 年 (2008 年) 3 月 11 日 に被告と入管センターらとの間 で、第 11 回入管センター実務者会 議の開かれたこと、同会議での議 事内容、特に、ここで被告から入 管センター構成旅行会社に対し、 各旅行会社の本件入場券の買取枚 数をそろそろ明示するようにとの 要請のあったこと。	開港 150 周年 記念テーマイ ベント入場券 販売管理セン ター	有り
8 の 2	第 13 回実 務者会議議 事録	平成 20 年 (2008 年) 3 月 25 日 に被告と入管センターらとの間 で、第 13 回入管センター実務者会 議の開かれたこと、同会議での議 事内容、特に、ここで株式会社 J TB から被告の要請に応じて、入 管センターの幹事社として、本件 入場券の買取枚数を 20 万枚とし たいと回答したにもかかわらず、 被告から「幹事社として、買取 20 万枚はいかがなものか」とし て、事実上申出の撤回を迫られて いること。	同上	有り
8 の 3	入場券買取 に関する臨	平成 20 年 (2008 年) 3 月 28 日 に被告と入管センターらとの間	同上	有り

	時実務者会議議事録	で、入場券買取に関する臨時実務者会議の開かれたこと、同会議での議事内容、特に、ここで被告から、原告ら入管センター構成旅行会社は本件入場券の買取の「宣言」を4月15日の実務者会議にて行うよう迫られたこと、被告としては、入管センター構成旅行会社に90万枚買い取ってもらいたいと考えていることが表明されたこと。		
8の4	第14回実務者会議議事録	平成20年(2008年)4月1日に被告と入管センターらとの間で、第14回入管センター実務者会議の開かれたこと、同会議での議事内容、特に、ここで原告ら入管センター構成旅行会社は、被告から、「2週間後の次回の実務者会議予定4/15(火)については、入場券買取枚数の締切日でもある為、JV各本社の実務者会議の出席方をお願いしたい」として、買取枚数の「宣言」を迫られたこと。	同上	有り
8の5	第15回実務者会議議事録	平成20年(2008年)4月15日に被告と入管センターらとの間	同上	有り

	事録	<p>で、第 15 回入管センター実務者会議の開かれたこと、同会議での議事内容、特に、ここで原告ら入管センター構成旅行会社から各自の買取枚数が「宣言」されたこと、各社の買取枚数の合計枚数は事前に被告から要請されていたとおり 90 万枚であったこと、被告はこの宣言に基づき、前売り 300 万枚、開催期に 200 万枚の合計 500 万枚を販売することを明らかにするとともに、横浜博のイベントにつき、「内容的にグレーゾーンはあるが、チケットに付加価値がつく様に、今後ともアピールしていくことと「5 月下旬には当テーマイベントに焦点を当てて更に深く掘り下げ、協会として全力投球で臨み、出来るだけの事を行う」旨、約束されたこと。</p>		
8 の 6	第 35 回実務者会議議事録	<p>平成 20 年 (2008 年) 4 月 7 日に被告と入管センターらとの間で、第 35 回入管センター実務者会議の開かれたこと、同会議での議事内容、特に、ここで被告から、</p>	同上	有り

		<p>一方的に原告ら入管センター構成旅行会社は、「Y-150の前売り第2期は、4月27日で終了するが、直販扱いの第2期前売申込は、5/15までを期限とし、第2期前売の扱いとしたい」と通告されたこと。</p>		
8の7	<p>平成21年5月21日付定例会議議事録</p>	<p>平成21年(2009年)5月21日に被告と入管センターらとの間で、定例会議の開かれたこと、同会議での議事内容、特に、ここで入管センター側からゴールデンウィーク期間中の入場者数で計算しても会期中の有料入場者数が185万人にしかないこととそれ以降の入場者数が大幅に減少していることを考慮すると、最終的に有料入場者数は150万人程度が精一杯でないかとして、被告のテコ入れ策を求めたこと、被告からのテコ入れ策として、「未来シアター『バトン』が3部作で、3回来場しないと全話が見られないことを問題視し、1日で3話見られるようにスケジュールを検討中」で「ラ</p>	同上	有り

		マシンが外から見え難くなるよう、フェンスの追加を検討中」という説明のあったこと。		
8の8	平成21年6月23日付け Y150 入場券買取枚数の減免措置の依頼打合せメモ	平成21年(2009年)6月23日に、入管センター構成旅行会社から被告に対し、本件入場券の買取枚数の減免措置を要望する申し入れのあったこと、この席で、被告から、バトンを同一日に3話一斉上映することは未だスケジュール等を検討中であるとされたこと、被告から「区民デー割引」の構想を提案し、入管センター構成旅行会社5社による店頭販売を依頼してきたこと、この被告提案の割引販売は「事前に正規価格で購入したお客様からクレームが出るのが予想される」ことと「25%引きで販売するのであれば入場者数が33%上昇増加しなければ意味がない」が「1800円にしたからといって急に入場者が増えるとも思えない」として、旅行会社側は「区民デー割引」の提案自体に反対	同上	有り

		<p>の意向を示したこと、旅行会社側からは、「正規価格で販売して、区民である証明を提示すれば、夜間割引入場券かヒルサイド入場券をプレゼントして、もう1回ご来場いただくようにしたほうが良いのではないか」という逆提案を行ったこと、原告桑垣誘致部長も、その場では、「確かに、その手法の方が入場者数を伸ばす一因になる。この方法で進めてみよう。」と賛同されたこと。</p>		
9	原告の本件入場券販売予測計算メモ	原告の本件入場券買取枚数の算定根拠、特に、その算定の基礎として500万人の有料入場者数を前提としていること。	原告	有り
10の1	平成21年9月29日付け毎日新聞記事抜粋写し	毎日新聞が行った横浜博の検証内容、特に、「料金に見合う魅力のない」ことが不振を極めた原因の一つであったことを指摘していること。	株式会社毎日新聞社	無し
10の2	平成21年9月29日付け日経新	日経新聞が行った横浜博閉幕後に残された課題の検証の内容、特に、「目玉はフランスのアート集	株式会社日本経済新聞社	有り

	聞記事抜粋 写し	団『ラ・マシン』の巨大なクモのパフォーマンスやオリジナルのアニメ映画だが、クモは会場外の歩道橋から丸見え。映画は3部作通しての鑑賞ができず、1度きりの来場客にとっては消化不良。一部の展示には『文化祭みたいだ』という辛らつな声さえあがった。」と指摘されていること。		
10の3	平成21年9月29日付け 神奈川新聞 の記事抜粋 写し	神奈川新聞が行った横浜博の検証内容、特に500万人という数字は中田宏前市長が打ち出したもので、被告関係者でさえ「少し無理のある数字だった」と言われていること、有料会場の目玉コンテンツ「ラ・マシン」の巨大クモ型ロボットや巨大バルーンの上映ショーは会場の外から十分に鑑賞することができたために、横浜博総合プロデューサーを務めた小川巧記でさえも、「来場者の多くが無料会場に流れてしまった」ことを認めていること、入場券につき、「2400円は高い。外から見えるのだから、入場券は買わない」とイ	株式会社神奈川新聞社	無し

		ンタビューに答えている人のいること。		
10の4	平成21年9月29日付け 読売新聞の 記事抜粋写し	読売新聞が行った横浜博の「誤算」の検証内容、特に責任者不在の大事業であったことが具体的数値に基づき指摘されていること。	株式会社読売新聞社	無し
10の5	平成21年9月30日付け 日経新聞の 記事抜粋写し	日経新聞が行った横浜博閉幕後に残された課題の検証の内容、特に、被告の地域との連携が不足、周辺施設は自力で集客に努めたこと。	株式会社日本経済新聞社	無し
10の6	平成21年9月30日付け 毎日新聞の 記事抜粋写し	毎日新聞が行った横浜博の検証の内容、特に、企画の内容次第では有料入場者数を十分に確保できたこと。	株式会社毎日新聞社	無し
10の7	平成21年9月30日付け 神奈川新聞の 記事抜粋写し	横浜博の失敗につき、当事者での検証ができないほどに誰も責任を負おうとしない、無責任な状況になっていること。	株式会社神奈川新聞社	無し
10の8	平成21年10月1日付け 読売新聞の	読売新聞が行った横浜博「誤算」の検証の内容、特に、会場設定・入場料に疑問があること、「主会	株式会社読売新聞社	無し

	記事抜粋写し	場の外側からは、高さ 12 メートルの機械仕掛けの巨大なクモや、高さ 10 メートルの暗闇に浮かぶ巨大な球体のスクリーンが丸見えだった。隣接する大型商業施設 2 階のカフェなどは、会場外から巨大なクモのパフォーマンスがながめられるとあって観光客らでにぎわった」こと。		
10 の 9	平成 21 年 10 月 1 日付け毎日新聞の記事抜粋写し	毎日新聞が行った横浜の検証内容、特に、市長も副市長も辞任してしまい、横浜博失敗の総括さえ当事者ではできない状況にあること。	株式会社毎日新聞社	無し
1 1	「入場券の販売を希望される横浜市の関係機関」と題する書面	被告が原告ら入管センター構成旅行会社に対し、横浜市職員厚生会等の職員に対し、本件入場券の割引販売を要請した内容、特に、あらかじめ担当旅行会社が割り振られていること。	被告	無し
1 2	被告の賛助会員宛案内文書	被告が平成 21 年 6 月 29 日に、被告の賛助会員宛に、通常価格 3000 円のベイサイド普通入場券とヒルサイド普通入場券の 2 枚 1 セットを 1800 円の割引価格で販	被告	無し

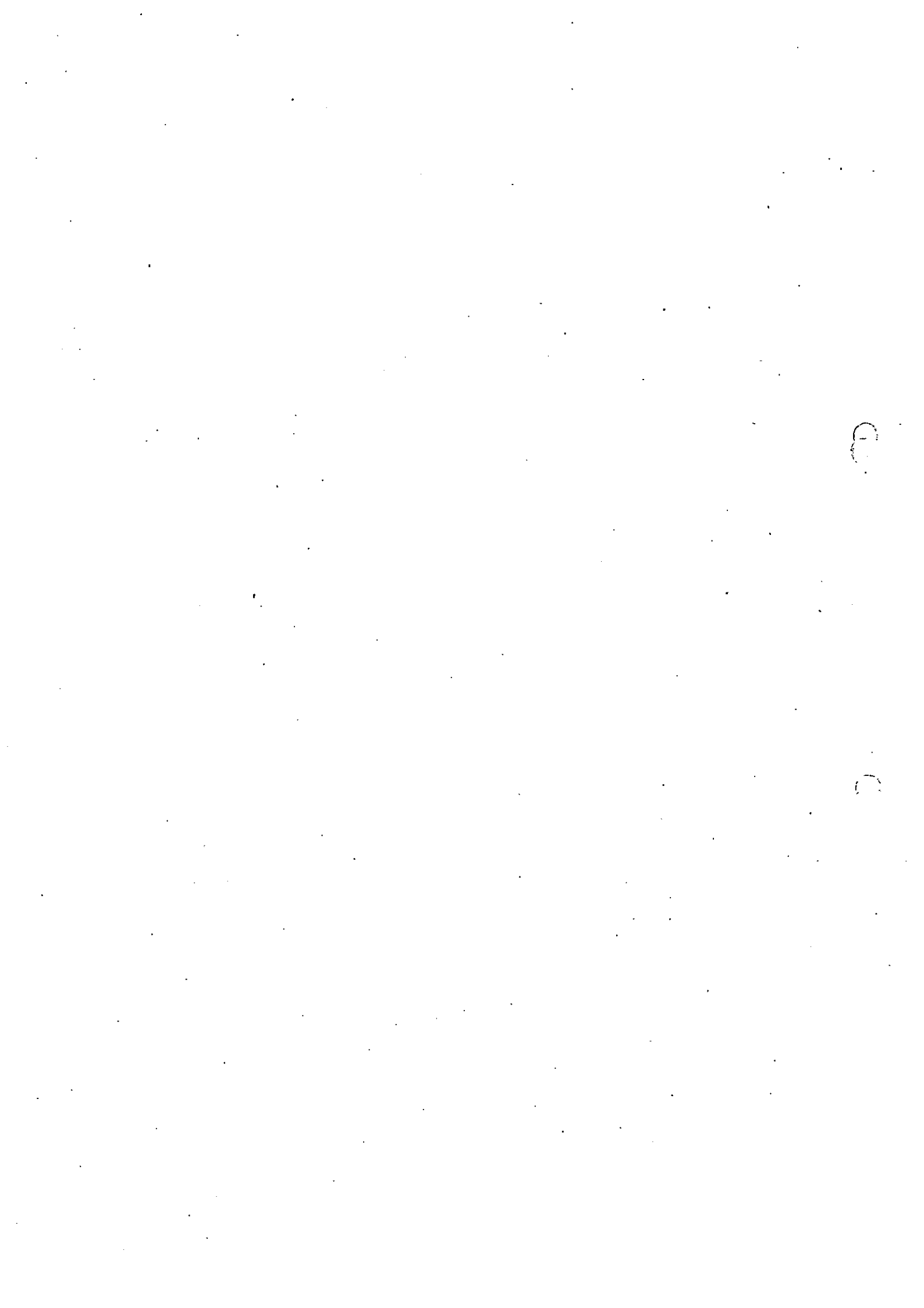
		売することを案内したこと。		
13 の 1	「『開国博 Y150ペイサ イドエリア 区民デー』 周知のご協 力について (依頼)」 と題する書 面	被告が、平成21年7月12日に、 横浜市内の各区振興課長宛に、区 民デー割引の周知方を依頼する文 書を発していることと、その内 容。。	被告	無し
13 の 2	開国博Y150 ペイサイド エリア区民 デー開催案 内	区民デー割引の内容、特に、該 当区民には、ペイサイド普通入場 券(大人)が通常当日券2400円が 1800円に割り引きになる等、単純 な代金割引内容であること。	被告	無し
13 の 3	「ペイサイ ドエリアに おける『区 民デー』の 実施方法の 変更につい て(依頼)」 と題する書 面	被告が、平成21年7月13日に、 横浜市各区長宛てに、区民デー割 引に関する案内の書面を発してい ること、その実施内容。	被告	無し

14 の 1	平成 21 年 (2009 年) 8 月 13 日付 け電子メー ル	「アンケートに回答したら 400 円割引」なる割引は、原告 ら入管センター構成旅行会社 が反対していた割引で、「400 円」という金額にも反対で、万 一実施する際には、事前に相談 して欲しいと要望していたに も関わらず、一方的に開始の連 絡だけをしてきたもので、使用 方法や精算方法の説明もなか ったものであること。	高橋靖之	無し
14 の 2	同年 8 月 19 日付け電子 メール	トライアスロン割引は、原告 ら入管センター構成旅行会社 に全く知らせもなく、偶々被告 に出向していた旅行会社社員 が気づいて、原告ら入管センタ ー構成旅行会社に情報を提供 してくれたものであること。	同上	無し
15 の 1	「Y150 入場 券販売促進 対策につい て」と題す る文書控え	入管センター構成旅行会社 が合同して、平成 21 年 5 月 28 日に、被告に本件入場券の販売 促進対策を要望した内容、特に 「BATON」の 3 部作同日上演又 は別会場での連続上演等の要 望のほか、首都圏全域に対する	入管センター 構成旅行会社 一同	有り

		連続した大規模な広報宣伝の実施、中部・関西・信州・関東・東北圏での広報宣伝の拡大等のプロモーションの抜本的な対策を講じるよう要望していること。		
15 の 2	「事務総長との面談について」と題する文書控え	入管センター構成旅行会社が合同して、平成 21 年 7 月 3 日に、被告に対し、本件入場券販売がこのままでは 120 万人位に留まるのではないかとして、コンテンツの抜本的な改善や広報宣伝・会場施設に対し改善をお願いしているにもかかわらず、全く改善がされていないこと、値引き販売の拡大に伴う値崩れが危惧されていること等具体的な問題点を指摘したうえで、被告事務総長との面談を求めたこと、その際に、横浜市在住の友人からチケット購入を断られた際のコメントとして、「Y150 は、無料エリアからも大蜘蛛も、バルーンも見えることを周囲の同僚や、知人誰	同上	無し

		<p>もが知っており、お金を払って有料エリアに入るといふ横浜市民は周りに一人もいない」といふ声を知らせていること。</p>		
15の3	<p>「8月7日の事務総長との面談について」と題する書面控え</p>	<p>入管センター構成旅行会社らは、合同して平成21年8月4日に、同年8月7日に予定されている被告事務総長との面談にあたって、テーマとすべきものを書面で申し入れていること、特に、その一つとして、「7月9日に総長にお約束いただいた、ラ・マシン等が外から見えないようにする」ことが未だ実施されていないことから、その「手立て」を明らかにするよう求めていること。</p>	同上	無し
15の4	<p>「大口買取枚数の見直しについて」と題する書面控え</p>	<p>入管センター構成旅行会社らが、合同して平成21年8月7日に被告事務総長と面談した際に、同事務総長に対し、同年7月に同事務総長から「コンテンツを会場外から見えなくすること」や「コンテンツや広報の拡充」等による急激な入場者数が増加する見通しを伺ったが、夏休みになってもラ・</p>	同上	無し

		マシンの目隠しは設置されることはなく、入場者数の顕著な伸びもないとして、大口買取枚数の見直しを書面で申し入れていること。		
16	横浜開港 150周年記念テーマイベント「開国・開港Y150」事業報告書（中間報告）抜粋（表紙、目次、1～14頁）	被告自身が、「有料入場者数が約124万人に止まったこと」の理由の一つに、「有料会場全体を周囲から隔離する目隠し等を設置できなかったため、有料会場で展開した主要なコンテンツの一部（くも・バルーン）が会場の外から一部観覧できる状況となったこと」を認めていること（10頁）。	被告	有り



次回期日：平成22年7月9日午前10時30分

平成22年（ワ）第987号入場券代金返還請求事件

（反訴：同年（ワ）第2136号入場券代金返還請求反訴事件）

原告（反訴被告） 株式会社 日 本 旅 行

被告（反訴原告） 財団法人横浜開港150周年協会

横浜地方裁判所第8民事係 御 中

平成22年7月7日

原告（反訴被告）訴訟代理人

弁 護 士 三 浦 雅 生

弁 護 士 山 本 厚

弁 護 士 石 川 雅 子

弁 護 士 河 野 裕 輔

弁 護 士 今 野 智 博

弁 護 士 岡 野 陽 子

弁 護 士 住 吉 大 輔

第 3 準 備 書 面

第1 反訴原告の訴えの変更申立に対する答弁

1 変更された反訴請求の趣旨に対する答弁

反訴原告の請求を棄却する。

訴訟費用は反訴原告の負担とする。

旨の判決を求める。

2 変更された請求の原因に対する答弁

反訴被告が反訴原告主張の年月日までに反訴原告主張の金額の代金を支払ったこと、反訴被告は反訴原告主張の残金なるものを支払っていないことは、いずれも認め、その余は争う。

第2 反訴原告の平成22年6月28日付け準備書面記載の求釈明に対する回答

1 本訴原告が販売した本件入場券はいずれも被告から仕入れたものであり、かつ、販売実績を記載した販売報告書も被告に提出しており、求釈明に係る入場券51,240枚の明細を被告は知悉しているもので、釈明の要はない。

2 本訴請求は、本件契約の解除に基づく精算を求めるものであるから、本件契約の対象たる入場券のみを対象としたもので、除外した11,091枚は本件契約の対象外という趣旨である。以上

次回期日：平成22年9月10日午前10時

平成22年（ワ）第987号入場券代金返還請求事件

（反訴：同年（ワ）第2136号入場券代金返還請求反訴事件）

原告（反訴被告） 株式会社 日 本 旅 行

被告（反訴原告） 財団法人横浜開港150周年協会

横浜地方裁判所第8民事係 御 中

平成22年8月19日

原告（反訴被告）訴訟代理人

弁 護 士 三 浦 雅 生

弁 護 士 山 本 厚

弁 護 士 石 川 雅 子

弁 護 士 河 野 裕 輔

弁 護 士 今 野 智 博

弁 護 士 岡 野 陽 子

弁 護 士 住 吉 大 輔

第 4 準 備 書 面

1 「入管センター」について（裁判所からの求釈明に対する回答）

原告が第2準備書面3頁以下で述べた「入管センター」とは、正式名称を「横浜開港150周年記念テーマイベント入場券販売管理センター」という（訴状3頁請求の原因2項(1)参照、甲1）。被告が、これを「入管センター」と略称されていたことから（答弁書5頁第3被告の主張3項）、理解の便宜のために、原告も同様の略称を使わせていただいたものである。

入管センターとは、株式会社JTB首都圏、株式会社ジェイコム、近畿日本ツーリスト株式会社、相鉄観光株式会社、京急観光株式会社及び原告の旅行会社6社が、平成20年（2008年）1月7日に結成した、「財団法人横浜開港150周年協会受注に係る入場券販売管理センター・出札販売窓口業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む）」を主たる業務として共同連帯して行うことを目的とした共同企業体で、株式会社JTB首都圏を代表者としている。原告が第2準備書面3頁以下に、「入管センターの構成旅行会社」又は「入管センター構成旅行会社」と表現したのは、いずれも上記共同体結成に参加した原告を含む旅行会社6社を指している。

2 「契約の一部解除」無効論に対する反論

被告は、原告の主張する契約の一部解除は認められないと主張されている（被告平成22年6月28日付け準備書面2頁）。その理由は、「入場券販売契約（甲2号証）は1個の契約である」ことをあげている（前同）。

被告が契約の一部解除を認めないとされる法的根拠は明確ではないが、仮に全部解除とした場合には、本件契約はなかったものとして扱われることから（民法第545条1項）、原告は被告から本件契約に基づき購入した本件入場券を全部被告に返還しなければならない義務を負い、被告は

本件契約に基づき被告から收受している本件入場券代金全額を原告に返還する義務を負うことになる。被告から購入した本件入場券のうち、原告が顧客に販売済みのものについては現物での返還は不能であるから、その価値相当額（本件入場券は一種の金券であり、開催期間を過ぎた今となっては価値は0でありプレミア的価値もないことから、原状回復としては結局は購入代金額となる）の金員での返還とならざるを得ないことになる。原告としては、販売済み本件入場券購入代金相当額返還義務と被告の受領済み本件入場券購入代金返還義務とを相殺して、その残額を被告に請求することになる。結局最終的な結論は本訴請求と同じことになるから、こうした複雑な法的操作は意味のないことであり、本件契約のように給付が可分であって、既に履行済みの債務については分離処理が可能な場合には、契約の未履行部分の解除が認められてしかるべきであり、こうした考え方は判例・通説と言ってよいと思われる。（最高裁判所裁判集132号129頁、判例タイムズ438号91頁、新版注釈民法13巻703頁）。

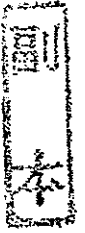
なお、全部解除にしても本訴請求の内容は変わらず、この論争は意味がないことから、仮に本件契約の一部解除が認められないとすれば、本書面をもって本件契約を全部解除し、解除によって発生する原告と被告の原状回復義務を相殺し、その残額を請求するものである。以上



平成22年(ワ)第987号入場券代金返還請求事件

本訴原告(反訴被告)株式会社日本旅行

本訴被告(反訴原告)財団法人横浜開港150周年協会



準備書面

平成22年8月30日

横浜地方裁判所第8民事部合議係 御中

本訴被告(反訴原告)訴訟代理人

弁護士 末岡峰雄

電話 045-(662)7597

FAX 045-(662)7595

(原告(反訴被告)提出第2準備書面に対する反論)

1 入管センターについて

(1) 入管センターは、入場券の販売管理の統括業務、出札窓口業務、入場券の発売、旅行会社、運輸会社、プレイガイド、コンビニエンスストア等幅広い入場券販売のネットワークの構築、これらによる戦略的販売促進活動を展開するため協会において設置した組織である。

(2) 入管センターの構成員は、株式会社JTB首都圏、株式会社ジェイコム、近畿日本ツーリスト株式会社、株式会社日本旅行、相鉄観光株式会社、京急観光株式会社らであり、協会は、入場券の販売等に関する業務を入管センターに委託し、入場券の販売等に関して、原告らとの本件契約を含め全て入管センターを

通じて実施しており、原告と直接個別的協議はしていない。イベント等に関する情報も入管センターにもたらされ、そこで構成員ら間で情報交換された。入管センターの会議（以下、センター会議という。）は、幹事会社（株式会社JTB首都圏）によって通常毎週火曜日に開かれ、そこで最新情報が提示され内容について議論されていた。なお、いうまでもないが、これらのことから、被告が原告にイベントの具体的内容の実施について法的義務負担をしているものではない。

2 イベント内容について事前に何らの相談なく一方的に変更をなし記者発表したとの主張及びセンター会議内容について

(1) 原告は、入場券の購入を決めた時点でイベント内容の資料は平成19年10月11日付けの資料しかなかった。被告が原告に事前に何らの相談することなく一方的に内容変更をなし記者発表によって原告に知らしめたものであり、原告は変更内容を知悉していなかったのであるから、被告から不当な主張と非難される謂れはないと主張している。しかし、上記1で述べたとおり、入管センターでは、協会や構成員間で様々な情報が交換なされていたのであるから、原告が入管センターの構成員の一員である以上イベント内容の変更を知らなかったなどということとは到底考えられない。原告のこのような主張は、イベント変更が債務不履行であると主張しているための強弁である。

(2) 原告は被告から入場券150,000枚を購入するに至った経緯について、この枚数が被告の強制によって約束したもので

あるかのごとくセンター会議の内容について縷々述べている。しかし、センター会議では、被告、原告らセンター構成会社から様々の意見が出されるが（しかし、発表された意見は個別の案件について法的に各員を拘束するものではない。）、センター会議において、被告が原告に入場券150,000枚の購入を強制することなどありえない。センター会議において被告から本件入場券の買取枚数の明示を「迫られ」、やむなく数字を提示すると被告からいかながなものかと「露骨に枚数の増加を要求された」、被告から入管センター構成会社に対して90万枚の販売枚数を予定していると申し渡され「買取枚数の宣言を迫られ」たなどと縷々苦情を申し立てているが、これらは、いずれも被告の発言を強制的な言辞として原告が歪曲解釈しているもので極めて不当である。被告は、原告に買取枚数の明示を求めたことはあるが、「迫った」ことはないし、買取枚数の「宣言を迫った」こともない。枚数増加を「強要」したこともない。あくまでも入場券の買取枚数は、原告の計算において原告の自主的な申告に基づいてなされたものであり、断じて被告の強制によるものではない。原告において不服があれば納得出来る範囲で買取申告をすることも可能であったし、被告においてこれを阻止なし得る法的権限を有するものではない（仮に原告被告間に合意が出来なければ、契約が成立しないだけのことである。）。

3 アニメの対応について

本件イベントは長期にわたって実施されるため、被告はイベント内容に検討の余地があれば、イベントの趣旨を損なわない限度でその内容を変更することにやぶさかでなく（この点については、被告答弁書6頁（本件契約と債務不履行について）2で明らかにしている。）、常時来場者の満足度を高めるべく様々な観点から検討を加えていた。本件アニメについても同様であり、第2話からは、第3話と併映することにした。しかるに、原告はこの種のイベントの有り様を理解せず、かつ、本件アニメについては、アニメ内容が各部で完結するという契約をしていたにもかかわらず（被告は原告とそのような契約はしていない。）全作品を見なければストーリーが完結しないことが問題点であると主張して独断的で一方的な非難に終始しているのである。原告はここでも自己の債務不履行の主張を貫徹しようとして牽強付会の議論をしているのである。

4 入場券販売の妨害行為について

(1) 横浜市水道局等の職員向けに本件入場券を割引販売するよう被告から強いられたとする原告の主張を被告が否認したことに関して、「入場券の販売を希望される横浜市の関係機関」と題する書面（甲11号）を示して、被告によって入場券の販売の実施を強制させられた旨の主張をなし、この書面を基に全て被告が作ったシナリオどおりに演じることを原告らは被告に強制させられたものと主張している。原告はこの書面の作成された真の目的を故意に歪曲し、自己の主張に沿うように援用してい

るもので許されない。本イベントの入場券の購入に関して、横浜市の関係機関は従来から原告を含む旅行会社と個別交渉を行い割引率や販売方法の取決めをしていたものであるが（乙12号）、前記書面（甲11号）は、旅行会社が横浜市の関係機関との交渉が容易になるように予め被告において調査した結果を旅行会社の便宜のため提供した資料であり、被告が原告らに強制した文書では断じてない（甲11号を精査すれば、このことは明らかである。）。原告は自らが任意に横浜市の関係機関との間で実行した入場券販売行為を被告の強制により被告の作成したシナリオどおりに演じさせられたものだと断じ、架空の事実を主張して前記書面（甲11号）を提出しているもので許しがたい主張である。

（2）ベイ・ヒルサイドセット券については、原告ら及び被告において前売り第1期（2008年6月2日から11月30日）のみの販売予定をしていた。前売り第2期（2008年12月1日から2009年4月27日）においては、被告のみが販売をしているが（これを「直販」と略称している。）、この点については、被告はセンター会議で了解を得ている。もちろん原告の入場券販売の妨害を意図してなされたものではないことは言うまでもない。ちなみに入場券販売管理センター作成の業務報告書の入場券販売推移表に会期中に販売を示す数字が記載されている点について説明しておく、これは会期前の前売り期間中の申し込み及び予約の入場券について、代金の支払いが会期

中になされたため、会期中の販売として処理されたものであって、会期中に販売されたものではない。

(3) 次に、被告は直販扱いの第2期前売り申し込みの期限を期間中の5月15日までとして、割引のある第2期前売り扱いとしての処理を「宣言し」、「強行した」と主張し、このような被告の行為は、期間中の定められた正規料金で販売をしている原告らに対する妨害といわずして何を云うのであろうかと声高に主張している。この点について、被告は以下に事実を明らかにし、原告のこのような主張が如何に事実を歪曲し姑息な表現を用いて自己の主張を貫徹しようとしているかを指摘し、かつ、その態度を強く非難するものである。即ち、被告がセンター会議に直販の第2期前売り券の申し込み期限を5月15日に延長をしたい旨を申入れた理由は、前売り期間中に前売り券の購入を電話予約で受けていたため、これを書面による正式な前売り券販売として事務手続き上処理をする必要があったためであり、この点はセンター会議で被告はきちんと説明をしている。センター会議に出席している構成員も全員このことは了解している。このような事実について、原告は議事録(甲8号の6)に記載された文言を歪曲解釈して、被告が割引料金の前売り券の直販を「宣言」し、「強行」し、正規料金販売をしている原告らの入場券販売を妨害したという主張を展開しているのである。原告が上記自明の事柄を歪曲して被告の原告に対する妨害行為として非を鳴らしているのは、無論、原告独自の見解に基づく協

力義務違反を主張せんがためであるが到底許されざる主張である。

(4) その他の割引販売についても原告の入場券販売の妨害を意図して実行したものでないことはここで改めて説明をするまでもなく明らかであろう。むしろ、被告も原告を含むセンター構成会社全員もイベントの集客数を高めるべく様々な方策をセンター会議内外を問わず話合い実行してきた。このような経緯は原告も十分承知しているにもかかわらず本訴における原告の主張は経過事実を故意に歪曲し、被告が殊更に悪意をもって原告らに対処してきたとの主張に終始している。賛助会員（本件イベントの寄付者）に特別割引をすることは特に問題にするにあらず、かつ、この点についても予めセンター会議で明らかにし構成会社の了解を得ている。この点に関し、被告が原告の主張を否認したのは、賛助会員への販売が正規代金2、200円を1、800円に割引して実行したと事実と異なる主張していたためである。区民デー割引に関する主張についても集客数を高める目的で提案し、様々な意見を経て実行に移すこととしたもので区民デー割引を実行する旨を被告が「通達」したとか、区民デー割引入場券販売場所をベイサイドエリア有料会場に設けるとかの経過事実を捉えて原告らの反対を押し切って被告において一方的に区民デー割引を実施したと主張し、被告の他人迷惑を顧みない態度ここに極まれりであるところでも声高に非難をしているのであるが、原告のこのような被告の主張を曲解し、

事実を殊更に悪意に歪曲し、或いは悪意に誇張して自己の主張を貫徹しようとしている姑息な態度こそ強く非難されるべきであろう。

5 協力義務違反の主張について

入場者数が目標数値の4分の1に達しなかったことが、本件イベントに対する被告の怠慢を物語るものだとか、被告が危機感を持たず抜本的な対策をとらなかった、就中、ラ・マシンを外部から見えないようにする遮蔽措置をとらなかったことが入場者数の増加に至らなかった原因であるなど主張して、被告の原告に対する信義則上の協力義務違反を主張している。しかし、原告らから提案のあった案件については、被告は原告らと協議し可能なものについては対応している。もともと被告が原告に対して原告主張のごとき信義則上の協力義務の認められないことはつとに述べてきたところであるが、その義務の内容として原告主張のごとき内容の義務が存在するということ自体全く原告の独断的見解であり、まして、そのことが入場者数の増加につながらず、ひいては原告の入場券の販売に影響があったとする具体的根拠はない。この点については、既に答弁書で明らかにしているものでこれ以上述べないが、一言述べて置くと、ラ・マシンが外部から見えることが入場者数増加に至らなかった一因であるとして多くのマスコミが一致して指摘しているとして甲10の2、3、8を上げているが、これらの記事を精読して見れば明らかなおろ、必ずしも原告主張のような事実を一義的に述べているものとは認められない。

ここでも原告は強引な主張を展開していることを指摘して置く。

6 有料入場者数500万人が虚構であり、500万人の収容施設を有しなかったとの主張について

有料入場者数500万人は目標数値であり確定した数値ではなく、この点を含めて入場券の買取に関して、入管センターで詳細に検討されたことについては答弁書に述べているとおりである。500万人という数値が虚構であるとの原告の主張は、売れ残った有料入場券について代金の支払いを免れるために売れ残り部分について被告が原告を欺罔して本件有料入場券を購入せしめたとする詐欺による取消しの主張を強弁するための主張でしかない。このことは答弁書12頁（虚偽説明について）において明らかにしているとおりである。そもそも500万人の有料入場者数を前提とした原告の主張は、収容施設面に関する主張を含めていずれも原告の一方的独自の見解を述べているものであり認められない。原告は被告が500万人は目標数値であると述べたことを捉えて、予定有料入場者数という言葉を送りげなく目標数値と言い替えた言葉の遊びであると非難し、他方で被告は当初「目標」としていた数字を「予定」有料入場者数に改め、予定として500万人を前提とした本件入場券の大口買取りを原告ら入管センター構成会社に求めてきたと述べて本件入場券買取の合意が500万人を前提とした合意であることを強調しようとしている。このような原告の主張が、本件覚書が500万人を前提とした合意であるとする原告の主張を貫徹するためのこじつけ的な言辞を弄した主張で

あることは明らかであろう。この場合、目標と予定を言葉として厳密に区別することの意味はないが、原告は「目標」が「予定」に改められたことに意味を持たせようとするあまり、500万人という数値が当初「目標」とされていたことを認める主張をしており（14頁（2）参照）、原告の主張は、「予定」を「目標」に言い替えて言葉の遊びをしているとして被告を非難した先の主張と自家撞着のそしりを免れない。そもそも500万人が目標数値であり、確定した数値でないことは、業務報告書に記載されていることで明らかであり、原告は500万人が目標数値であることは十分承知していた。なお、原告は以上の経過を前提に被告が原告に入場券大口買取枚数を割り振ってきたと主張し、議事録の記載（甲8の5の1枚目）を援用しているが、このような事実はなく幹事会社からの申出によるものである。

（第3準備書面中第2反訴原告の平成22年6月28日付け準備書面記載の求釈明に対する回答について）

1 回答1について

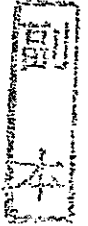
原告は被告に報告書を提出しており、入場券の明細は被告において知悉しているから釈明の必要はない旨の回答しているが、原告の報告は入管センターになされたものであり、これについて入管センターから被告への報告は51、153枚となっており（乙13号）、原告の示している51、240枚と相違している。よって被告はこの点について釈明を求めたものである。以上の次第で改めてこの点について釈明を求める次第である。

2 回答2について

原告は除外した11、091枚は、契約解除の対象外であると主張しているが、本件契約1条（覚書・甲2号）において、ベイヒルセット券、全期間入場券は、本件契約の対象である大口買取入場券として取り扱われることとされている。それ故原告はその明細を明らかにする必要がある。その後、原告を含む旅行代理店から、ベイ特割券、ベイ夜間券、ベイ学校券、ベイ企画券、ヒル全期間券ヒル特割券等（通常の販売委託契約に基づく取り扱いになっている）について大口買取対象扱いの申入れがあり（旅行業者に有利な扱いとなるため）被告はこれを了承した。従って全て販売した入場券は本件契約の対象となる。仮に原告の主張に従って11、091枚が本件契約の対象外であるとするならば、その代金は委託販売契約に基づく代金として被告に支払われることになるがこの支払いについて明らかにされたい。

以 上





平成 22 年 (ワ) 第 9 8 7 号 入 場 券 代 金 返 還 請 求 事 件
(平成 22 年(ワ)第 2136 号 入 場 券 代 金 返 還 請 求 反 訴 事 件)
本 訴 原 告 (反 訴 被 告) 株 式 会 社 日 本 旅 行
本 訴 被 告 (反 訴 原 告) 財 団 法 人 横 浜 開 港 150 周 年 協 会

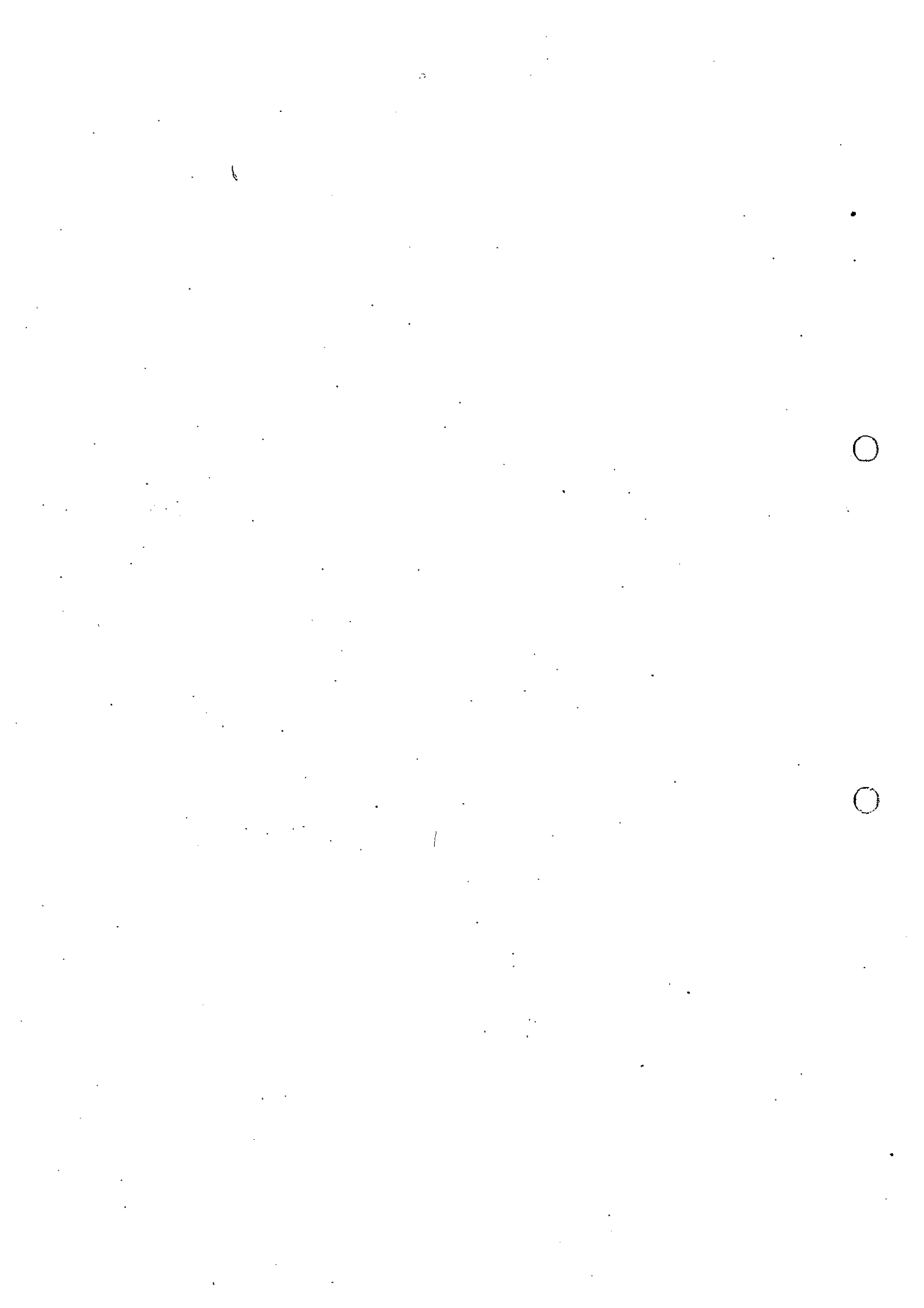
証 拠 説 明 書 (準 備 書 面)

平成 22 年 8 月 30 日

横 浜 地 方 裁 判 所 第 8 民 事 部 合 議 係 御 中

本 訴 被 告 (反 訴 原 告) 被 告 訴 訟 代 理 人
弁 護 士 末 岡 峰 雄

号 証	標 目 作成日・作成者	種 別	立 証 趣 旨
乙 1 2	横浜市職員厚生会割引 契約旅行者に関する 事務取扱要領 横浜市職員厚生会	原 本	横浜市職員厚生会が会 員の旅行取り扱い等 について、利便を図るた めに旅行者を指定す る際の取扱に関する事 務要領 (平成 22 年 8 月 30 日 準備書面 P 4)
乙 1 3	【日本旅行】 大口買取入場券関係資 料 (月別販売実績) 入場券管理センター	原 本	入場券管理センターがまと めて、報告してきた原 告の入場券販売枚数の データ (平成 22 年 8 月 30 日 準備書面 P 1 0)



平成22年(ワ)第2242号債務不存在確認等請求反訴事件

(本訴 平成22年(ワ)第1654号)入場券代金請求事件)

反訴原告(本訴被告)近畿日本ツーリスト株式会社

反訴被告(本訴原告)財団法人横浜開港150周年協会

準備書面

平成22年7月5日

横浜地方裁判所第6民事部合議係 御中

反訴被告(本訴原告)訴訟代理人

弁護士 末岡峰雄

電話 045-(662)7597

FAX 045-(662)7595

(反訴請求原因についての答弁)

1 1項認める。

2 2項のうち

(2) ア及び反訴被告が提示した有料入場者総数500万人を前提として原契約を締結したとの主張は否認する。

横浜開港150周年記念テーマイベント大口買取り入場券に関する覚書と題する書面(甲1-1・1-2号証、乙1号証)により

(2) イ、ウ記載の合意をなしたことは認める。この合意の趣旨は、本訴請求原因に記載したとおりである。上記覚書文言について補足すると、反訴原告は反訴被告との間で、前売第1期入場券15万枚を(1枚1、800円の単価で)購入し(覚書第2条本

文)、この代金は(反訴原告が反訴被告から購入した入場券の販売数如何にかかわらず)全額を反訴被告に支払う(覚書1条2項・2条1項1号)ものとする合意をしたものである。その結果、反訴原告は、反訴被告に対して金270,000,000円の支払い債務を負担した(反訴状添付・計算書当初欄記載)。なお、本件テーマイベントの有料入場券の販売等の業務は、横浜開港150周年記念テーマイベント入場券販売管理センター(以下、入管センターという。)を設置し、同センターにおいて実施することとした。同センターは、幅広い入場券販売ネットワークの構築、戦略的販売促進活動を展開するため、これらの業務を効果的・効率的に推進できる業者を公募し、応募者の中から株式会社JTB首都圏を代表幹事社と定め同社をとおして反訴原告を含む全6社をもって入管センターの構成メンバーとした。入管センターは、幹事社主宰のもと適宜会議を開き反訴原告や各社からの事案報告がなされ提案案件について意思の統一を諮って事務を進めていた。

(3)については認否を留保し、原契約に基づく反訴被告への支払金額について、支払日ごとに、申告実券分、システム券、学校団体割引入場券に区分してその支払額について釈明を求め釈明後認否する。

3 (1) 争う。

(2) (3) 認める。

(4) (5) (6) 不知。

(7) 争う。

4、5、6争う。

(反訴被告の主張)

反訴原告(本訴被告)は、反訴被告(本訴原告)の本訴請求に対し、原契約後の事情変更による公平の原則と信義誠実の原則に反し、権利の乱用にあたるから法律上許されない請求であり、反訴原告主張内容通りに代金額の改訂がなされるべきであると主張している。しかしながら反訴原告の主張は、そのいずれについても反訴原告独自の見解に基づく主張であり認められない。反訴原告主張について、その不当なる点を以下に詳述する。

1 主位的主張

契約後の事情変更による公平の原則(有料入場者総数の激減)の主張について

(1) 反訴原告は、有料入場者数が反訴被告の提示した500万人を大幅に下回る123万9、325人(24.79パーセント)にとどまったため、反訴原告の入場券買取枚数及び買取代金を24.79パーセント減少した枚数及び金額にまで縮減しなければ著しく不公平な事態に至ると主張している。

この反訴原告主張の根本的な誤りは、500万人を前提として有料入場者数が123万9、325人にとどまったことが、契約後発生した米国における金融不安や新型インフルエンザに原因していると断定している点にある。そもそも、有料入場者数の目標にしか過ぎない500万人の入場者数を、上記米国における金融不安等の発生を見なければこの入場者数があたかも

確定した有料入場者数であったものとしてその多寡を論ずること自体が大きな誤りである。反訴被告が有料入場者数を500万人と提示したのは、単に目標としての数字を示したに過ぎない。加えて反訴原告は、500万人の有料入場者数が123万9、325人にとどまったのは、上記金融不安やインフルエンザに原因していると断定しているが、この主張も何の根拠も示されないまま（両者間の法的因果関係）なされた極めて杜撰な主張であり、到底認めることは出来ない。仮に500万人を前提とした場合、これより何人の入場者数の減少をもって、両者間に因果関係ありとするのであろうか。

(2) いずれにしても原契約について、事情変更による公平の原則（有料入場者総数の激減）の適用される余地は全くない。反訴原告の主張は、原契約で負担した反訴被告に対する支払い義務を免れようとするために事情変更による公平の原則に名を借りた甚だ姑息な主張というべきであり認められない。

(3) 原契約どおりの履行の強制は信義則に反するとの主張については、既に明らかにしたとおり、原契約について事情変更による契約の変更は認められないが、更に付言するならば、原契約には反訴原告が購入した入場券の販売数如何にかかわらず購入代金全額について反訴被告に支払いをなす旨の合意がなされており（覚書1条2項・2条1項1号）、この合意は原契約の最も中心的かつ重要な合意事項である。このような合意には、仮に契約後事情変更をもたらす事実が生じようとかかる事由が

契約の効力に影響を及ぼさない意図が含まれているものと解すべきである。合意内容からしても反訴被告の本件代金の請求は何ら信義則に反するものでもなく、もちろん権利の乱用に該当するものではない。原契約には法律上何らの瑕疵も認められず、すでに支払期日をはるかに徒過しているにもかかわらず反訴原告は現在までその支払いをなさず、自己の債務の支払いを免れるため、事情変更による信義則に名借りて契約内容の変更を求めるなどしているもので、反訴原告のこのような行為こそ信義則に著しく反している。

2 予備的主張

権利濫用（本件イベントの企画、運営の杜撰さ）の主張について

- (1) 反訴原告は、反訴被告の企画したイベントは集客力の乏しい内容であったため、有料入場者数が目標有料入場者総数に達しえなかったと主張しているが、イベントの企画実行については、国内においてトップクラスの実績を誇る業者の博報堂に依頼して実行したもので（甲4号証）、反訴原告の立場において企画内容について異議を申立てて集客力を云々するの筋違いと言うべきである。以下、反訴原告の主張する企画運営の問題点について反論する。

ア 海上会場が実現されなかったことについて

海上会場は、当初から場所未定とされていたものであるが、その後検討の結果、海上という場所の特殊性から気象条件如何によって観客に対して十分な安全を確保することが困難で

あるとの見地から取り止めになったもので、中止に至った理由はやむを得ない理由であり、代わりに黒船の再現船舶を使用した乗船体験イベントを提供し（甲4号証P50）好評を博した。海上会場の変更が入場者総数減少になったとは認められない。

イ ラ・マシン（巨大な蜘蛛のアート）パフォーマンスが有料会場外からまる見えであったため入場料を払って見る意味が乏しかったとの主張について

このイベントは本来巨大工作物を意図したイベントであり、この巨大工作物を完全に覆い隠すことは困難であり、そのことは、反訴原告としても企画の段階から容易に理解出来ていた筈である。また、外部からその姿が見えたとしてもそのことは、当初から予定されていたイベントであり（甲4号証P32）、また、外部からその姿形状が見えたとしても当該イベントの宣伝効果にもなり、反訴原告の入場券販売の著しい妨げになったとは考えられない。

ウ 入場券の値引きについて

反訴原告は反訴被告が入場券の値引き販売をして反訴原告の入場券の販売を妨げたと主張するが、反訴被告が入場券の値引き販売をしたのは、特定の市民に対してであり、このことは事前に反訴原告らを含む入場券大口買取り業者5社と協議をし了解を得ていたものである。その枚数も反訴原告の入場券販売に影響与える数ではない。反訴原告が定価販売を義

務付けていたと主張するがこの件については、反訴原告と反訴被告の契約に基づくものであり、何ら問題はないし、反訴被告に反訴原告の入場券販売を妨害しようとする意図などまったくなかった。反訴原告のこの点に関する主張も殊更自己の入場券販売の不振を反訴被告の責任に転嫁しようとする甚だ姑息な主張である。

エ 三部作映画の失敗、会場面積の不足、コンテンツの乏しい中身などに関する反訴原告の主張は、入場券の売れ行きが不振であったため後付けの責任転嫁を図ろうとするものである。けだし、本件イベントの場所と内容は入場券販売について合意する以前から明らかにされていて（甲5号証）、その全てを承知の上で反訴原告はその合意をなしたものであるからである。反訴原告は、コンテンツの評価を入場券の販売数に関連させて議論しているが、いずれも反訴原告の独自の見解によるもので認められないし、旅行業者である反訴原告の立場でこのような議論をすること自体筋違いで認められないことは先に述べたとおりである。なお、1点説明を加えておくと、ペリー饗応の間や黒船ポーハタン号甲板の再現と接遇料理の件に関しては、はじまりの森会場のよこはまものがたりのエントランスにおいて再現し、接遇料理については、当時の食材を使用すると本件イベントには不適切な価格になるため周辺ホテルに依頼して代替料理を提供した。

オ 反訴原告の本件イベントの企画や運営に関する提言にもか

かわらずその改善をなさず杜撰な企画と運営を続けたため有料入場者数が激減したのであるから反訴被告が原契約どおりの代金請求をすることは、法律上の信義誠実の原則に反し権利の濫用にあたるから許されないと反訴原告は主張しているのであるが、根拠のない全くの一方的な主張である。ここでも反訴原告は、有料入場者数の激減が本件イベントの企画や運営について反訴原告の提言に従わなかったことが原因であると断定している点に大きな過ちを犯しており、かかる不条理な主張を前提にした議論を展開しており、到底認められるものではない。なお、反訴被告らが述べている企画・運営の改善提案（乙8-1号証）については、その後反訴原告らと協議し、可能な限り対応してきている。

(2) 以上の反訴原告の主張は、いずれも独自の見解によるもので、その意図するところは覚書（甲1-1・1-2号証、乙1号証）によって反訴被告の負担に帰した代金債務の支払いを免れるため根拠の乏しい議論をしているに過ぎない。すでに支払期日はるかに徒過しているにもかかわらず、反訴原告は現在までその支払いをなさず代金相当額を自社に保有して運用し、反訴被告の代金請求を拒否しようとしているのである。反訴原告のこのような行為こそ信義則に著しく反している。

3 過払い金の主張について

反訴原告の本件請求は、事情変更の原則の適用により既に履行済みの債務について不当利得金の返還請求をなしているが、仮に

事情変更の原則の適用が考慮されるところとしても、この原則は履行済みの債務については適用されないと解されるから、その点からも反訴請求の認められる余地はない。

(本訴答弁書の本訴被告ら主張に対する反論)

本訴答弁書の本訴被告らの主張は、反訴状における主張と同一であるから、上記反訴被告の反論を全て援用する。

以 上

8

8

平成22年(ワ)第2242号債務不存在確認等請求反訴事件

(本訴 平成22年(ワ)第1654号入場券代金請求事件)

反訴原告(本訴被告)近畿日本ツーリスト株式会社 外1名

反訴被告(本訴原告)財団法人横浜開港150周年協会

証 拠 説 明 書

平成22年7月5日

横浜地方裁判所第6民事部合議係 御中

反訴被告(本訴原告)訴訟代理人

弁護士 末岡峰雄

号 証	標 目 作成日・作成者	種 別	立 証 趣 旨
甲 1 -1	横浜開港150周年記念 テーマイベント大口買取 入場券に関する覚書 2008.5.30 本訴原告(反訴被告) 本訴被告(反訴原告) 【近畿日本ツーリスト】	原 本	原告、被告(近畿日本ツーリスト)間において、本件入場券の買取及び買取内容について合意がなされた事実
甲 1 -2	横浜開港150周年記念 テーマイベント大口買取 入場券に関する覚書 2008.5.30 本訴原告、本訴被告 【相鉄観光】	同 上	原告、被告(相鉄観光)間において、本件入場券の買取及び買取内容について合意がなされた事実

甲 2 -1	横浜開港150周年記念 テーマイベント入場券委 託販売契約書 2008. 5. 30 入場券販売管理センタ ー、本訴被告(反訴原告) 【近畿日本ツーリスト】	写 し	原告、被告(近畿日本ツーリスト)間に おいて、販売奨励金等の支払い及びその 内容について合意がなされた事実
甲 2 -2	横浜開港150周年記念 テーマイベント入場券委 託販売契約書 2008. 5. 30 入場券販売管理センタ ー、本訴被告【相鉄観光】	写 し	原告、被告(相鉄観光)間に おいて、販売奨励金等の支払い及びその内容につ いて合意がなされた事実
甲 3 -1	請求書 平成22年2月1日付 本訴原告(反訴被告)	写 し	原告において、被告(近畿日本ツーリス ト)に本件残代金の支払請求をした事実
甲 3 -2	請求書 平成22年2月1日付 本訴原告(反訴被告)	写 し	原告において、被告(相鉄観光)に本件 残代金の支払請求をした事実
甲 4	公式ガイドブック 「開国博Y150」 平成21年5月20日 本訴原告(反訴被告)	原 本	横浜開港150周年記念テーマイベン トの詳細内容 黒船体験 P50 ラ・マシーン P32

甲 5	「開国・開港 Y150 2009 年開催横浜開港 150 周年記念テーマイベン ト」と題する冊子 平成 20 年 5 月 28 日発表 本訴原告（反訴被告）	原・本	反訴原告（本訴被告）が本件入場券大口 買取契約を結ぶ前に、反訴原告（本訴被 告）が知りえた「開国博 Y150」の内容を 発表した事実
-----	---	-----	---

8

8

平成22年(ワ)第1654号 入場券代金請求事件

原告 財団法人横浜開港150周年協会

被告 相鉄観光株式会社外1名

準備書面(1)

平成22年8月20日

横浜地方裁判所第6民事部 合議A係 御中

被告相鉄観光株式会社訴訟代理人

弁護士 原 山 庫 佳

同 山 口 良 重

同 山 本 真 由 美

第1 原告の主張に対する反論(主位的主張について)

- 1 原告は、「事情変更の原則の適用により原契約内容を改訂すべきであるとの被告の主張は、被告独自の見解であり認められない」旨主張する。しかし、本件は、原契約締結後に未曾有の経済不況と新型インフルエンザの大流行が重なるという事態が生じ、原契約締結当時の基礎となる事情が変更したにもかかわらず、原契約内容に当事者を拘束した場合、原告は損害を被らないのに対し、被告は莫大な損害を被るという、著しく不公平な結果が生じる事案である。

本件のように、当事者双方の責に帰することができない事情の変更により、

契約当事者の一方は損害を被らないが、他方は莫大な損害を被るという、信義衡平の原則に反する結果が生じる場合にこそ、事情変更の原則を適用し、契約当事者間の衡平を図ることが必要なのである。

2 有料入場者総数について

原告は、集客目標：ベイサイド約350万人、ヒルサイド50万人を公募条件として、公募型プロポーザル方式によりイベント実施業務受託者を公募した。その結果、ベイサイド動員目標450万人から550万人、ヒルサイド動員目標50万人とする企画を各々提案した訴外株式会社博報堂JVおよび訴外株式会社アサツー デイ・ケイを受託者として決定し、本件イベントの計画を進めてきた。そして、原告は、有料入場者総数を500万人とする本件イベントを開催することを前提として、先催博との比較などにより入場券代金の設定を行い、被告らと有料入場券の買取契約の締結交渉を行った。原告は、被告らに対して、本件イベントの具体的かつ詳細な内容を説明することなく、平成20年4月15日までは買取枚数の確定をするよう迫ったのである。

被告は、本件イベントの企画、運営に関与していないため、原告から説明された「有料入場者総数は500万人を見込めること」「有料入場者総数を500万人とするイベントが開催されること」を前提として、有料入場券買取枚数を決定した。

原告が被告に対し、本件イベントの有料入場者総数500万人であることを前提として説明し、入場券買取契約を締結したことは、本件イベント開催前に原告が作成した「開国・開港150 2009年開催横浜開港150周年記念テーマイベント」と題する冊子に「有料入場者数500万人(予定)」と宣言していること等からも明らかである(甲5, 2頁)。

3 有料入場者総数が激減した原因が金融不安や新型インフルエンザにあることについて

原告は、「500万人の有料入場者数が123万9325人とどまったのは、

金融不安やインフルエンザに原因していると断定しているが、この主張も何の根拠も示されないまま（両者間の法的因果関係）なされた極めて杜撰な主張であり、到底認めることは出来ない。」旨主張している（準備書面4頁）。しかし、横浜開港150周年・創造事業本部は、同部作成の「横浜開港150周年記念事業の総括について」において、有料入場者総数が123万9325人とどまった要因として、リーマンブラザーズの倒産による世界的な景気低迷、開会前日にWHOが新型インフルエンザの警戒レベルをフェイズ4に引き上げたことを挙げており、未曾有の経済不況や新型インフルエンザの流行が、有料入場者総数が激減した要因であることは、本件イベント主催者側も認めるところである。

経済不況下においては、一般消費者が本件イベントのような娯楽に対する支出を控えること、および、新型インフルエンザのような死者も生じ得る感染症が流行した場合、本件イベントのような、不特定多数の人が訪れる場所への外出を控えることは、社会的に顕著な事実である。

したがって、有料入場者総数の激減と未曾有の経済不況や新型インフルエンザの大流行との間に因果関係があることは明らかである。

4 原契約に事情変更の原則が適用されることについて

原告は、「原契約には被告が購入した入場券の販売枚数如何にかかわらず購入代金全額について原告に支払いをなす旨の合意がなされており、このような合意には、仮に契約後事情変更をもたらす事実が生じようとかかる事由が契約の効力に影響を及ぼさない意図が含まれているものと解すべきである。」旨、主張している（準備書面4頁ないし5頁）。

しかし、信義誠実および衡平の原則に基づき、事情変更の原則とは、契約締結後、当事者双方が予見し得ない事情変更が生じた結果、当初の契約内容に当事者を拘束することがもはや適切ではないと考えられる場合に、当事者に契約内容の改訂や解除を認める法理であり、厳格な要件の下、適用が認められる原

則である。原告が主張する合意に、当初の法律効果を生じさせることが信義衡平上著しく不当になる場合にまで、信義誠実の原則という民法の大原則に基づく事情変更の原則を排し、原契約の効力に影響を及ぼさない意図が含まれているものと解することは、到底できない。

第2 原告の主張に対する反論（予備的主張について）

1 本件イベントの企画が集客力の乏しい内容であったこと

原告は、被告が主張した企画運営の杜撰さにつき反論しているが、被告は、次のとおり再反論する。

(1) 海上会場が実現されなかったことについて

原告は、「海上会場の代わりに、乗船体験イベントを提供し好評を博したので、海上会場の変更が入場者総数減少になったとは認められない」旨主張する。しかし、乗船体験イベントを実施したのは、本件イベント開催中（平成20年4月28日から同年9月27日の153日間）の僅かな期間に過ぎず、第一期平成21年5月3日から10日、第二期同年6月13日から26日、第三期同年8月3日から9日、出航は1日4回のみであった。また、乗船体験イベントは、コンサートやカフェ営業、アートナイトページェントの装置空間等のイベントを行うことで、継続的に多数の入場者を見込める海上会場とは、全く異なる性質のものであり、当初予定していた海上会場が実現されなかったことにより、多数の有料入場者獲得の機会を失ったのである。

(2) ラ・マシンについて

当初予定されていたのは、ラ・マシンが展示されている有料会場の「はじまりの森会場」に、森を使ったテーマ展示を行うというものであったが、森自体が存在しなかったため、目隠しがなくなり、ラ・マシンを有料会場外から観覧することができる状態になることは、全く想定されていなかった。また、ラ・マシンは本件イベントの目玉企画であったが、そのラ・マシンを有

料会場まで足を運ばなくても、見ることができると評判になり、有料入場券の販売を阻害する結果となった。

(3) 入場券の値引き販売について

原告は、「特定の市民に対してのみ値引き販売をしたにすぎない」旨主張するが、特定の市民に対して値引き販売をするのであれば、被告にも値引き販売を平等に認めるべきであった。原告は、「契約上、定価販売を義務付けていたので問題はない」と主張するが、原契約締結当時とは、事情が変更したのであるから、原告側だけが特権を行使し、被告らには契約の遵守を義務付けるのは、明らかに不公平である。原告が値引販売をしたため、被告が正規価格で販売した入場券の事前購入者からは、不公平である旨の意見が被告に寄せられ、被告の入場券販売に支障をきたす事態が生じた。

なお、原告は、「被告の入場券販売を妨害しようとする意図など全くなかった」旨、主張するが、権利濫用が認められるための要件として、主観的要素は必ずしも必要ではない。

(4) ペリー變応の間や黒船ポーハタン号甲板の再現について

原告は、「はじまりの森会場のよこはまものがたりエントランスにおいて再現しており、実現されなかったわけではないので、コンテンツの中身が乏しかったとは言えないのではないか」と主張しているが、実際には、ハリボテが並べられている程度で、博覧会というレベルに達していなかったという悪評価であり、不十分な展示にとどまった。

(5) 接遇料理について

原告は、「当時の食材を使用すると本件イベントには不適切な価格になるため、周辺ホテルに依頼して代替料理を提供した」旨主張している。しかし、公式ガイドブック（甲4、35頁）の黒船レストランの紹介では、「開港時代をイメージした一大フードコート、開国・開港にちなんだメニューと当時の雰囲気味わえるフードコート」と言かれているものの、「横浜開港バーガー」、

「牛鍋開花うどん」、「黒船カツカツカレー」、「総司令官のナポリタン」と名前だけが開国・開港にちなんだものにとどまっていた（実際は、どこにでもありふれたメニューであるハンバーガー、肉うどん、カツカツカレー、スパゲッティと異なるものではなかった）。さらに、客足がいまひとつであったため、「黒船レストラン」に出店していた、中華街の味を代表した「チャイナタウンデリ」が、会期途中の平成21年8月6日、撤退している（会期は同年9月27日までである）。そのため、「黒船レストラン」は、有料入場者総数を500万人にするほどの、魅力的なコンテンツではなかったと言える。

2 原契約前に原告から説明がなされた企画内容と実際の企画内容との齟齬について

原告は、「本件イベントの場所と内容は入場券販売について合意する以前から明らかにされていて（甲5）、その全てを承知の上で被告は合意をなしたものである」旨、主張している（準備書面7頁）。しかし、原契約締結前に、原告から被告らに対し、本件イベントの企画内容等につき、具体的かつ十分な説明がなされたことない。原告は、本件イベント内容の発表する前に、被告に対し、有料入場券の買取枚数を早急に確定するよう迫ったのであり、被告が、本件イベントの場所や内容につき、その全てを承知の上で合意した事実はない。さらに、原契約締結前に、原告から被告に対し説明された本件イベントの企画内容等と実際の企画内容等は、後述するとおり、全く異なる内容であった。

(1) 8街区会場（Y150はじまりの森）

ア 横浜ものがたり

大型シアターで横浜150年史を上映し、歴史体験型の展示を行うとの説明であったが、当初計画の内容のものではなく、紙芝居のような歴史説明の展示があるのみであった。

イ テーマレストラン

黒船をイメージした内装のレストランで、オリジナルの開国・開港当時のメニューを提供するとの説明であったが、黒船をイメージしたレストランではなく、カフェテリアスタイルのテーブルと椅子だけの食事場所の提供があったのみであり、メニューもオリジナルではなく一般的なものしかなかった。さらに、黒船レストランに出店していた「チャイナタウンデリ」は、夏休み期間の途中で撤退することとなった。

ウ 森を使ったテーマ展示

森を使ったテーマ展示を行うとの当初の計画とは異なり、森自体が存在せず、ラ・マシンの有料会場外から観覧できる状態になった。

(2) 7街区会場（Y150トゥモローパーク：Yシアター）

当初は、大さん橋ホールを会場とするとの説明であったが、7街区会場に変更となった。コンテンツとして、横浜からの出航とその未来像をアニメで映像化し、各部ごとに完結された3部作のアニメを上映するとの説明であった。しかし、上映内容は当初の説明と異なり、内容に過激なシーンが一部あったため、子どもには見せられないと判断する来場者もいた。また、形式上は3部作であったが、各部完結ではなく、3作全て見なければ話の内容が理解できない構成となっており、当初の説明とは異なっていた。

(3) 新港埠頭会場

原告は、「会場名を「YOKOHAMA クリエイティブキッズ」として、訴外株式会社キッズシティージャパンが運営する「キッズニア」（子どもたちが実際に好きな仕事にチャレンジし、楽しみながら社会のしくみを学ぶことができるエデュテインメントタウン）のイメージを抱かせる図面を提示し、「子供たちの創造性を刺激して育んでいくコンテンツ」を用意し、子供たちが遊びながら参加できるプログラムや体験型の展示を、企業の最先端の技術や知見、社会的取り組みをもとに展開する」旨説明していた。しかし、キッズニアのようなコンテンツは用意されず、用意されたコンテンツは、パソコンを使用したシュミ

レーションゲームのようなものが2台と、言葉を記入した木の葉型の紙をバールンの中に飛ばす設備と、床に埋められたスイッチを踏み続けて電気をつけるだけの設備のみであった。

(4) 赤レンガ倉庫

原告が平成19年10月11日に発表したときから、被告に買取枚数の確定を迫った平成20年4月15日までは、赤レンガ倉庫において、ペリー饗応の間・黒船ポーハタン号甲板の再現と接遇料理の提供がなされる予定であったが、原告が平成20年4月17日に発表した会場構成およびコンテンツ概要の中には、赤レンガ倉庫には、そのような会場はなく、接遇料理提供というサービスの提供はなかった。

(5) 海上会場

原告が平成19年10月11日に発表したときから、被告に買取枚数の確定を迫った平成20年4月15日までは、海上会場において、環境メッセージをシンボル化したフロート会場を横浜港に用意し、昼はテーマカフェ、夜はアートナイトページェントの装置空間と化すとの説明がなされていたが、海上会場が設置されることはなかった。また、コンサートができるステージ会場を設けて、国内外の有名歌手らによるコンサートを開催すると説明していたが、海上ステージが実現することはなかった。

3 原告は、本件イベントの主催者であり、訴外博報堂らに対し、本件イベントの企画、運営を委託しているのであるから、訴外博報堂らに対して、企画を提案したり、是正の申入れをしたりできる立場にあった。そして、被告は、原告から説明を受けた、有料入場者総数は500万人を見込めること及び有料入場者総数500万人を達成することができるような内容の本件イベントが開催されることを前提として、大口買取枚数を決めて、覚書を交わしているのであるから、原告は、被告に説明したように有料入場者総数500万人を達成するこ

とができるようイベントの企画、運営を行い、入場券の販売促進に協力する、信義則上の付随義務を負っていると解される。

ところが、前記のとおり、本件イベントの企画内容は、被告が原告から説明を受けていた内容とは全く異なるものであり、当初想定していた企画に比して、集客力に乏しいものであった。そして、本件イベント来場者から苦情が出され、入場券が売れなかったのは事実である。有料入場者総数500万人を達成するためには、153日間の開催期間中、1日あたり平均3万2680人の有料入場者数が必要であったが、入場者数が多いはずのゴールデンウィーク9日間(平成21年4月28日から5月6日)の有料入場者総数は10万9023人であり、1日平均1万2114人であった。1日平均1万2000人しか有料入場者数がいなければ、有料入場者総数185万人程度しか見込めないことになり、有料入場者総数500万人とは乖離が生じることになる。また、下見に訪れた関係者や来場者から、本件イベントの企画内容について苦情が出ていた。そのため、平成21年5月28日には、被告は、現場で働くスタッフや、実際の入場者の意見を集約し、企画内容の改善を申入れた(乙8の1)が、原告は被告らからの提案を受け入れ、改善することはなかった。なお、原告は、「被告の提言に対して、可能な限り対応した」と主張するが、三部作映画の三話一挙公開は実現されず、ラ・マシンの目隠しは1日のみの「試み」としてしか実施されず、可能な限り対応したといえるものではない。

このように、原告は、有料入場者総数500万人を達成することが難しいという状況が明らかになった後も、原契約締結の前提である有料入場者総数500万人を達成することができるような本件イベントの企画、運営を行うことをせず、入場券販売促進に協力しなかった(乙8の1ないし3)。にもかかわらず、被告だけが甚大な損害を被る結果になるような原契約どおりの権利を行使することは、信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたり許されるものではない。

この点、原告は、「コンテンツの評価を入場券の販売数に関連させて議論して

いるが、被告独自の見解によるもので認められない」「旅行業者である被告の立場でこのような議論をすること自体筋違いで認められない」などと主張する。しかし、本件イベントが「つまらない」ということが評判になって、入場券が売れなかったのは事実であり、コンテンツの評価と入場券の販売数が関連していることは明らかである。現代ではインターネットによる口コミで、誰でも簡単に情報を発信することができ、イベントがつまらないとの情報が発信されれば、その評判はたちまち広がり、入場者数が減少するのは自明の理である。被告と原告は、「有料入場者総数500万人を達成できるようなイベントを開催する」ことを前提に原契約を締結しており、それが達成されなくなると被告は多大な損失を被ることから、被告が、原告に対し、被告に損害を与えないように、実際に入場した顧客の意見に基づいた本件イベントの企画内容の改善を提案することは、原契約上の目的に沿うものであり、原告の主張は失当である。

以上

平成22年(ワ)第2242号 債務不存在確認等請求反訴事件

(本訴 平成22年(ワ)第1654号 入場券代金請求事件)

反訴原告(本訴被告) 近畿日本ツーリスト株式会社

反訴被告(本訴原告) 財団法人横浜開港150周年協会

準備書面(1)

平成22年8月20日

横浜地方裁判所第6民事部 合議A係 御中

反訴原告(本訴被告) 近畿日本ツーリスト株式会社訴訟代理人

弁護士 原 山 庫 佳

同 山 口 良 重

同 山 本 真 由 美

第1 求釈明に対する釈明

追って、主張する。

第2 反訴被告の主張に対する反論(主位的主張について)

1. 反訴被告は、「事情変更の原則の適用により原契約内容を改訂すべきであるとの反訴原告の主張は、反訴原告独自の見解であり認められない」旨主張する。しかし、本件は、原契約締結後に未曾有の経済不況と新型インフルエンザの大

流行が重なるという事態が生じ、原契約締結当時の基礎となる事情が変更したにもかかわらず、原契約内容に当事者を拘束した場合、反訴被告は損害を被らないのに対し、反訴原告は莫大な損害を被るという、著しく不公平な結果が生じる事案である。

本件のように、当事者双方の責に帰することができない事情の変更により、契約当事者の一方は損害を被らないが、他方は莫大な損害を被るという、信義衡平の原則に反する結果が生じる場合にこそ、事情変更の原則を適用し、契約当事者間の衡平を図ることが必要なのである。

2 有料入場者総数について

反訴被告は、集客目標：ベイサイド約350万人、ヒルサイド50万人を公募条件として、公募型プロポーザル方式によりイベント実施業務受託者を公募した。その結果、ベイサイド動員目標450万人から550万人、ヒルサイド動員目標50万人とする企画を各々提案した訴外株式会社博報堂JVおよび訴外株式会社アサツー デイ・ケイを受託者として決定し、本件イベントの計画を進めてきた。そして、反訴被告は、有料入場者総数を500万人とする本件イベントを開催することを前提として、先催博との比較などにより入場券代金の設定を行い、反訴原告らと有料入場券の買取契約の締結交渉を行った。反訴被告は、反訴原告らに対して、本件イベントの具体的かつ詳細な内容を説明することなく、平成20年4月15日までは買取枚数の確定をするよう迫ったのである。

反訴原告は、本件イベントの企画、運営に関与していないため、反訴被告から説明された「有料入場者総数は500万人を見込めること」「有料入場者総数を500万人とするイベントが開催されること」を前提として、有料入場券買取枚数を決定した。

反訴被告が反訴原告に対し、本件イベントの有料入場者総数500万人であることを前提として説明し、入場券買取契約を締結したことは、本件イベント

開催前に反訴被告が作成した「開国・開港150 2009年開催横浜開港150周年記念テーマイベント」と題する冊子に「有料入場者数500万人(予定)」と宣言していること等からも明らかである(甲5, 2頁)。

3 有料入場者総数が激減した原因が金融不安や新型インフルエンザにあることについて

反訴被告は、「500万人の有料入場者数が123万9325人とどまったのは、金融不安やインフルエンザに原因していると断定しているが、この主張も何の根拠も示されないまま(両者間の法的因果関係)なされた極めて杜撰な主張であり、到底認めることは出来ない。」旨主張している(準備書面4頁)。しかし、横浜開港150周年・創造事業本部は、同部作成の「横浜開港150周年記念事業の総括について」において、有料入場者総数が123万9325人とどまった要因として、リーマンブラザーズの倒産による世界的な景気低迷、開会前日にWHOが新型インフルエンザの警戒レベルをフェイズ4に引き上げたことを挙げており、未曾有の経済不況や新型インフルエンザの流行が、有料入場者総数が激減した要因であることは、本件イベント主催者側も認めるところである。

経済不況下においては、一般消費者が本件イベントのような娯楽に対する支出を控えること、および、新型インフルエンザのような死者も生じ得る感染症が流行した場合、本件イベントのような、不特定多数の人が訪れる場所への外出を控えることは、社会的に顕著な事実である。

したがって、有料入場者総数の激減と未曾有の経済不況や新型インフルエンザの大流行との間に因果関係があることは明らかである。

4 原契約に事情変更の原則が適用されることについて

反訴被告は、「原契約には反訴原告が購入した入場券の販売枚数如何にかかわらず購入代金全額について反訴被告に支払いをなす旨の合意がなされており、このような合意には、仮に契約後事情変更をもたらす事実が生じようとかかる

事由が契約の効力に影響を及ぼさない意図が含まれているものと解すべきである。」旨、主張している（準備書面4頁ないし5頁）。

しかし、信義誠実および衡平の原則に基づく、事情変更の原則とは、契約締結後、当事者双方が予見し得ない事情変更が生じた結果、当初の契約内容に当事者を拘束することがもはや適切ではないと考えられる場合に、当事者に契約内容の改訂や解除を認める法理であり、厳格な要件の下、適用が認められる原則である。反訴被告が主張する合意に、当初の法律効果を発生させることが信義衡平上著しく不当になる場合にまで、信義誠実の原則という民法の大原則に基づく事情変更の原則を排し、原契約の効力に影響を及ぼさない意図が含まれているものと解することは、到底できない。

第3 反訴被告の主張に対する反論（予備的主張について）

1 本件イベントの企画が集客力の乏しい内容であったこと

反訴被告は、反訴原告が主張した企画運営の杜撰さにつき反論しているが、反訴原告は、次のとおり再反論する。

(1) 海上会場が実現されなかったことについて

反訴被告は、「海上会場の代わりに、乗船体験イベントを提供し好評を博したので、海上会場の変更が入場者総数減少になったとは認められない」旨主張する。しかし、乗船体験イベントを実施したのは、本件イベント開催中（平成20年4月28日から同年9月27日の153日間）の僅かな期間に過ぎず、第一期平成21年5月3日から10日、第二期同年6月13日から26日、第三期同年8月3日から9日、出航は1日4回のみであった。また、乗船体験イベントは、コンサートやカフェ営業、アートナイトページエントの装置空間等のイベントを行うことで、継続的に多数の入場者を見込める海上会場とは、全く異なる性質のものであり、当初予定していた海上会場が実現されなかったことにより、多数の有料入場者獲得の機会を失ったのである。

(2) ラ・マシンについて

当初予定されていたのは、ラ・マシンが展示されている有料会場の「はじまりの森会場」に、森を使ったテーマ展示を行うというものであったが、森自体が存在しなかったため、目隠しがなくなり、ラ・マシンを有料会場外から観覧することができる状態になることは、全く想定されていなかった。また、ラ・マシンは本件イベントの目玉企画であったが、そのラ・マシンを有料会場まで足を運ばなくても、見ることができると評判になり、有料入場券の販売を阻害する結果となった。

(3) 入場券の値引き販売について

反訴被告は、「特定の市民に対してのみ値引き販売をしたにすぎない」旨主張するが、特定の市民に対して値引き販売をするのであれば、反訴原告にも値引き販売を平等に認めるべきであった。反訴被告は、「契約上、定価販売を義務付けていたので問題はない」と主張するが、原契約締結当時とは、事情が変更したのであるから、反訴被告側だけが特権を行使し、反訴原告らには契約の遵守を義務付けるのは、明らかに不公平である。反訴被告が値引販売をしたため、反訴原告が正規価格で販売した入場券の事前購入者からは、不公平である旨の意見が反訴原告に寄せられ、反訴原告の入場券販売に支障をきたす事態が生じた。

なお、反訴被告は、「反訴原告の入場券販売を妨害しようとする意図など全くなかった」旨、主張するが、権利濫用が認められるための要件として、主観的要素は必ずしも必要ではない。

(4) ペリー饗応の間や黒船ポーハタン号甲板の再現について

反訴被告は、「はじまりの森会場のよこはまものがたりエントランスにおいて再現しており、実現されなかったわけではないので、コンテンツの中身が乏しかったとは言えないのではないか」と主張しているが、実際には、ハリポテが並べられている程度で、博览会というレベルに達していなかったとい

う悪評価であり、不十分な展示にとどまった。

(5) 接遇料理について

反訴被告は、「当時の食材を使用すると本件イベントには不適格な価格になるため、周辺ホテルに依頼して代替料理を提供した」旨主張している。しかし、公式ガイドブック（甲4、35頁）の黒船レストランの紹介では、「開港時代をイメージした一大フードコート、開国・開港にちなんだメニューと当時の雰囲気味わえるフードコート」と書かれているものの、「横浜開港バーガー」、「牛鍋開花うどん」、「黒船カツカツカレー」、「総司令官のナポリタン」と名前だけが開国・開港にちなんだものにとどまっていた（実際は、どこにもあるありふれたメニューであるハンバーガー、肉うどん、カツカツカレー、スパゲッティと異なるものではなかった）。さらに、客足がいまひとつであったため、「黒船レストラン」に出店していた、中華街の味を代表した「チャイナタウンデリ」が、会期途中の平成21年8月6日、撤退している（会期は同年9月27日までである）。そのため、「黒船レストラン」は、有料入場者総数を500万人にするほどの、魅力的なコンテンツではなかったと言える。

2 原契約前に反訴被告から説明がなされた企画内容と実際の企画内容との齟齬について

反訴被告は、「本件イベントの場所と内容は入場券販売について合意する以前から明らかにされていて（甲5）、その全てを承知の上で反訴原告は合意をなしたものである」旨、主張している（準備書面7頁）。しかし、原契約締結前に、反訴被告から反訴原告らに対し、本件イベントの企画内容等につき、具体的かつ十分な説明がなされたことない。反訴被告は、本件イベント内容の発表する前に、反訴原告に対し、有料入場券の買取枚数を早急に確定するよう迫ったのであり、反訴原告が、本件イベントの場所や内容につき、その全てを承知の上

で合意した事実はない。さらに、原契約締結前に、反訴被告から反訴原告に対し説明された本件イベントの企画内容等と実際の企画内容等は、後述するとおり、全く異なる内容であった。

(1) 8街区会場 (Y150 はじまりの森)

ア 横浜ものがたり

大型シアターで横浜150年史を上映し、歴史体験型の展示を行うとの説明であったが、当初計画の内容のものではなく、紙芝居のような歴史説明の展示があるのみであった。

イ テーマレストラン

黒船をイメージした内装のレストランで、オリジナルの開国・開港当時のメニューを提供するとの説明であったが、黒船をイメージしたレストランではなく、カフェテリアスタイルのテーブルと椅子だけの食事場所の提供があったのみであり、メニューもオリジナルではなく一般的なものしかなかった。さらに、黒船レストランに出店していた「チャイナタウンデリ」は、夏休み期間の途中で撤退することとなった。

ウ 森を使ったテーマ展示

森を使ったテーマ展示を行うとの当初の計画とは異なり、森自体が存在せず、ラ・マシンの有料会場外から観覧できる状態になった。

(2) 7街区会場 (Y150 トゥモローパーク：Yシアター)

当初は、大さん橋ホールを会場とするとの説明であったが、7街区会場に変更となった。コンテンツとして、横浜からの出航とその未来像をアニメで映像化し、各部ごとに完結された3部作のアニメを上映するとの説明であった。しかし、上映内容は当初の説明と異なり、内容に過激なシーンが一部あったため、子どもには見せられないと判断する来場者もいた。また、形式上は3部作であったが、各部完結ではなく、3作全て見なければ話の内容が理解できない構成となっており、当初の説明とは異なっていた。

(3) 新港埠頭会場

反訴被告は、「会場名を「YOKOHAMA クリエイティブキッズ」として、訴外株式会社キッズシティージャパンが運営する「キッズニア」(子どもたちが実際に好きな仕事にチャレンジし、楽しみながら社会のしくみを学ぶことができるエデュテインメントタウン)のイメージを抱かせる図面を提示し、「子供たちの創造性を刺激して育んでいくコンテンツ」を用意し、子供たちが遊びながら参加できるプログラムや体験型の展示を、企業の最先端の技術や知見、社会的取り組みをもとに展開する」旨説明していた。しかし、キッズニアのようなコンテンツは用意されず、用意されたコンテンツは、パソコンを使用したシュミレーションゲームのようなものが2台と、言葉を記入した木の葉型の紙をバルーンの中に飛ばす設備と、床に埋められたスイッチを踏み続けて電気をつけるだけの設備のみであった。

(4) 赤レンガ倉庫

反訴被告が平成19年10月11日に発表したときから、反訴原告に買取枚数の確定を迫った平成20年4月15日までは、赤レンガ倉庫において、ペリー艦隊の間・黒船ポーハタン号甲板の再現と接遇料理の提供がなされる予定であったが、反訴被告が平成20年4月17日に発表した会場構成およびコンテンツ概要の中には、赤レンガ倉庫には、そのような会場はなく、接遇料理提供というサービスの提供はなかった。

(5) 海上会場

反訴被告が平成19年10月11日に発表したときから、反訴原告に買取枚数の確定を迫った平成20年4月15日まで、海上会場については、環境メッセージをシンボル化したフロート会場を横浜港に用意し、昼はテーマカフェ、夜はアートナイトページェントの装置空間と化すとの説明がなされていたが、海上会場が設置されることはなかった。また、コンサートができるステージ会場を設けて、国内外の有名歌手らによるコンサートを開催すると説明していた

が、海上ステージが実現することはなかった。

- 3 反訴被告は、本件イベントの主催者であり、訴外博報堂らに対し、本件イベントの企画、運営を委託しているのであるから、訴外博報堂らに対して、企画を提案したり、是正の申入れをしたりできる立場にあった。そして、反訴原告は、反訴被告から説明を受けた、有料入場者総数は500万人を見込めること及び有料入場者総数500万人を達成することができるような内容の本件イベントが開催されることを前提として、大口買取枚数を決めて、覚書を交わしているのであるから、反訴被告は、反訴原告に説明したように有料入場者総数500万人を達成することができるようイベントの企画、運営を行い、入場券の販売促進に協力する、信義則上の付随義務を負っていると解される。

ところが、前記のとおり、本件イベントの企画内容は、反訴原告が反訴被告から説明を受けていた内容とは全く異なるものであり、当初想定していた企画に比して、集客力に乏しいものであった。そして、本件イベント来場者から苦情が出され、入場券が売れなかったのは事実である。有料入場者総数500万人を達成するためには、153日間の開催期間中、1日あたり平均3万2680人の有料入場者数が必要であったが、入場者数が多いはずのゴールデンウィーク9日間（平成21年4月28日から5月6日）の有料入場者総数は10万9023人であり、1日平均1万2114人であった。1日平均1万2000人しか有料入場者数がいなければ、有料入場者総数185万人程度しか見込めないことになり、有料入場者総数500万人とは乖離が生じることになる。また、下見に訪れた関係者や来場者から、本件イベントの企画内容について苦情が出ていた。そのため、平成21年5月28日には、反訴原告は、現場で働くスタッフや、実際の入場者の意見を集約し、企画内容の改善を申入れた（乙8の1）が、反訴被告は反訴原告らからの提案を受け入れ、改善することはなかった。なお、反訴被告は、「反訴原告の提言に対して、可能な限り対応した」と

主張するが、三部作映画の三話一挙公開は実現されず、ラ・マシンの目隠しは1日のみの「試み」としてしか実施されず、可能な限り対応したといえるものではない。

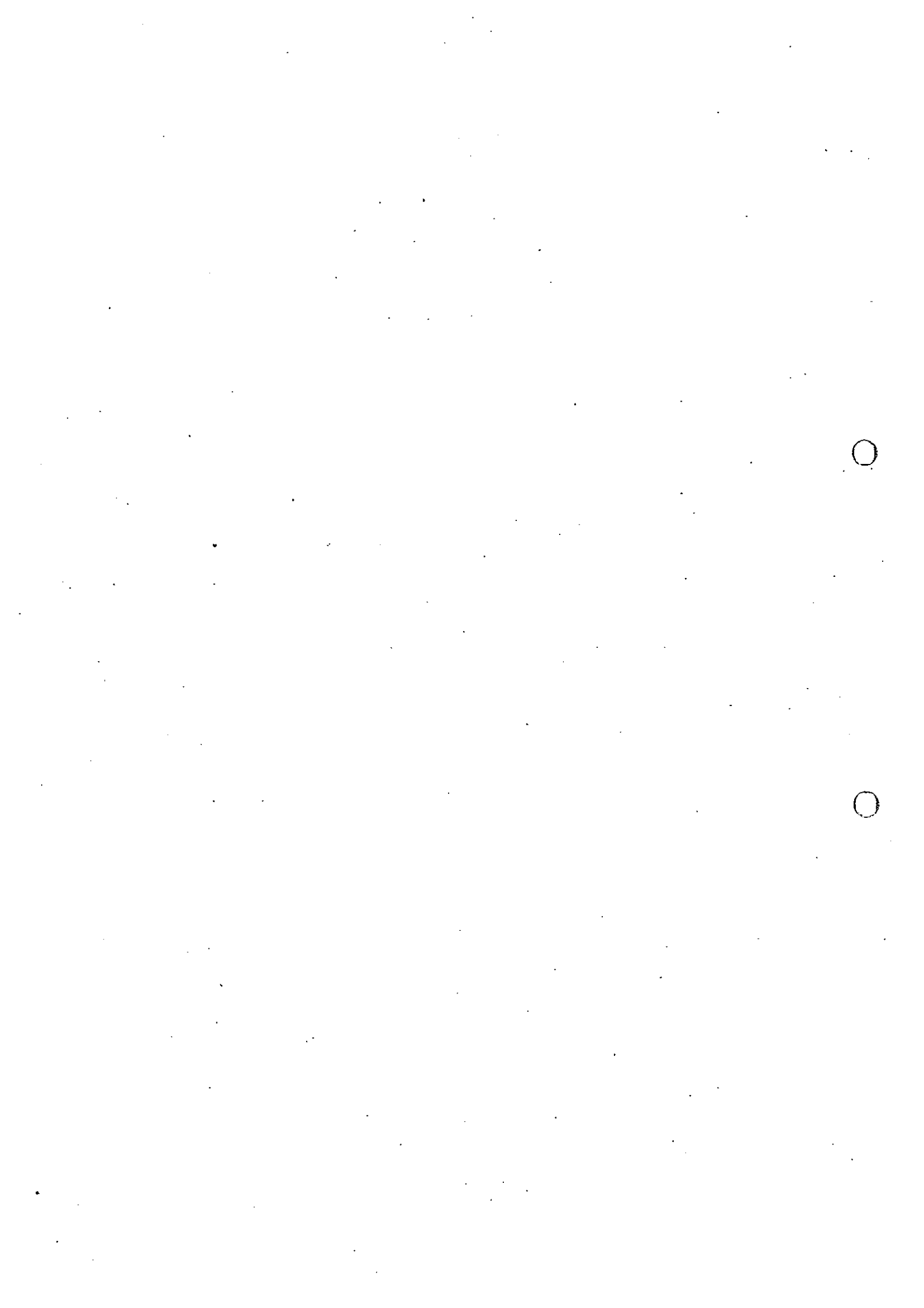
このように、反訴被告は、有料入場者総数500万人を達成することが難しいという状況が明らかになった後も、原契約締結の前提である有料入場者総数500万人を達成することができるような本件イベントの企画、運営を行うことをせず、入場券販売促進に協力しなかった(乙8の1ないし3)。にもかかわらず、反訴原告だけが甚大な損害を被る結果になるような原契約どおりの権利を行使することは、信義誠実の原則に反し、権利の濫用にあたり許されるものではない。

この点、反訴被告は、「コンテンツの評価を入場券の販売数に関連させて議論しているが、反訴原告独自の見解によるもので認められない」「旅行者である反訴原告の立場でこのような議論をすること自体筋違いで認められない」などと主張する。しかし、本件イベントが「つまらない」ということが評判になって、入場券が売れなかったのは事実であり、コンテンツの評価と入場券の販売数が関連していることは明らかである。現代ではインターネットによる口コミで、誰でも簡単に情報を発信することができ、イベントがつまらないとの情報が発信されれば、その評判はたちまち広がり、入場者数が減少するのは自明の理である。反訴原告と反訴被告は、「有料入場者総数500万人を達成できるようなイベントを開催する」ことを前提に原契約を締結しており、それが達成されなくなると反訴原告は多大な損失を被ることから、反訴原告が、反訴被告に対し、反訴原告に損害を与えないように、実際に入場した顧客の意見に基づいた本件イベントの企画内容の改善を提案することは、原契約上の目的に沿うものであり、反訴被告の主張は失当である。

第4 本訴についての主張

本訴原告である反訴被告は、本訴答弁書の本訴被告の主張に対する反論として、本年7月15日付準備書面での主張を援用しているので、反訴原告は、第1項ないし第3項記載の、反訴原告の主張を本訴における主張として援用する。

以 上



平成22年(ワ)第2242号債務不存在確認等請求反訴事件

(本訴 平成22年(ワ)第1654号入場券代金請求事件)

反訴原告(本訴被告) 近畿日本ツーリスト株式会社

反訴被告(本訴原告) 財団法人横浜開港150周年協会

訴えの変更申立てに対する答弁書

平成22年9月9日

横浜地方裁判所第6民事部合議A係 御中

反訴被告(本訴原告) 訴訟代理人

弁護士 末岡峰雄

電話 045-(662)7597

FAX 045-(662)7595

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 反訴原告(本訴被告)の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は反訴原告(本訴被告)の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

請求の原因は、すべて争う。

平成22年(行ウ)第32・34号 損害賠償請求義務付け請求・住民訴訟事件

原告 かながわ市民オンブズマン 外1名

被告 横浜市長林史子

共同訴訟参加人 菅野龍彦ほか9名

共同訴訟参加人ら準備書面1

平成22年9月6日

横浜地方裁判所 第1民事部合議係 御中

共同訴訟人ら訴訟代理人弁護士 森 田 明

同 阪 田 勝 彦

記

共同訴訟参加人らは、本準備書面において、第1項で、原告の主張を援用した上、さらに共同訴訟参加人独自の請求項目につき請求原因の主張を追記する。

第1 原告の主張の援用

本件訴訟において、原告は、訴状9頁13行目までの間に「開函博Y150」に関して、2007(平成19)年~2009(平成21)年までに行った財団法人横浜開港150周年協会(以下「協会」という)に対する補助金交付決定及び、基金の取り崩し(訴状提出時に取り崩しが実行されたため、2009年度についても基金の取り崩しが違法であるとの主張となる)についての違法

を主張しており、共同訴訟参加人は上記主張を援用する。

第2 原告の主張との相違点

1 前市長中田宏への請求（請求の趣旨①について）

もつとも、原告は、訴状9頁14行目以下において、「前横浜市長中田宏は、第4項（1）で指摘した07～09各年度の補助金交付決定、および同項（3）で指摘した07年度分と08年度分の基金の違法な取り崩しについて横浜市に対する損害賠償責任を負う」としながらも、同17行目以降において、「このうち、07、08両年度の補助金交付決定と07年度分の基金取崩しについては、各財務会計行為の日から1年以上が経過したため、監査請求および住民訴訟の対象から除外せざるを得ない」としている。

しかし、2008（平成20）年度の補助金交付については、その補助金の精算額（補助金を協会が利用した金額）が、交付金額（横浜市が協会へ交付した補助金の金額）よりも、18億4221万1,099円下回っていることが、平成21年6月16日協会による横浜市長宛の補助金事業報告書添付の収支決算書により明らかとなった。前横浜市長中田宏は、財団法人横浜開港150周年協会補助金交付要綱第12条（「次の各号の一つに該当するときは、市長は交付した補助金の全部および一部を返還させることができる。

（3）収支決算の結果、補助金の精算額が交付額未満であったとき。」）によって、平成20年度に協会に対して交付した金額と補助金精算額との差額である18億4221万1,099円を返還させなければならなかったにも

かかわらず、違法にもこれを怠り、横浜市に対し極めて大きな損失を与えたものである。

上記は、平成21年6月16日の収支決算時点において取るべき行為であるから、共同訴訟参加参加人らの行った監査請求は、地方自治法242条の2の1年以内の要件を充足している。

よって、原告の請求に、18億4221万1,099円を加えた金96億3318万541円を中田宏に請求することが共同訴訟参加人らの請求の趣旨となる。

2 協会への補助金返還請求（請求の趣旨②について）

平成21年度事業概要報告書によれば、平成21年度の未払い金総額は42億3266万9036円にのぼり、これは開国博の中心業務となるベイサイドエリア実施業務を委託された（株）博報堂JVやヒルサイド制作業務を委託された（株）アサツデー・ケイ等に対する委託料の未払いである。

横浜市補助金等の交付に関する規則第11条によれば、補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容およびこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない（1項）、また、補助金等の他の用途への使用（中略）をしてはならない（2項）。

そうであるところ、補助事業者である協会は、平成21年4月1日、補助均衡申請書において、事業活動支出として、前記ベイサイドエリア解除運営

棟等、ヒルサイドエリア会場整備・運営などとして補助金交付の申請をしており、横浜市は、この申請を真に受けて、補助事業者である協会に対して補助金を交付したのである。補助事業者である協会がこれら受託者に対する委託料を支払っていないのであれば、補助金はその目的に反した使用をしているというほかなく、横浜市長としては、補助金交付決定を直ちに取消し、返還請求をしなければならない。

以上

平成22年(行ウ)第32号, 第34号
原告 かながわ市民オンブズマンほか1名
被告 横浜市長林文子
共同訴訟参加人 菅野龍麿ほか9名

平成22年9月8日

証拠説明書(2)

横浜地方裁判所第1民事部合議B係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士 池 田 直

同 池 田 耕

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考	
乙7	横浜開港 150 周年～市政 120 周年～基本ビジョン	写し	H17.6.2	横浜市	横浜開港 150 周年[市政 120 周年]を記念する事業の基本理念、取組方針等	
乙8	横浜開港 150 周年～市政 120 周年～基本計画(仮称) 中間とりまとめ	写し	H18.1	横浜市	横浜開港 150 周年[市政 120 周年]を記念するプロジェクトの概要等	
乙9	横浜開港 150 周年～市政 120 周年～基本計画	写し	H18.6.2	横浜市	横浜開港 150 周年[市政 120 周年]を記念するプロジェクトの概要等	

乙 10	横浜市中期計画平成18年度～平成22年度横浜リバイバルプランⅡ開港150周年羅針版	写し	H18.12	横浜市	「横浜開港150周年記念式典及び記念コアイベント」の事業概要	
乙 11	横浜開港150周年[市政120周年]記念事業概要	写し	H19.7	横浜市	横浜開港150周年[市政120周年]記念事業の概要	
乙 12	横浜開港150周年[市政120周年]記念事業概要	写し	H20.7	横浜市	横浜開港150周年[市政120周年]記念事業の概要	
乙 13	横浜開港150周年[市政120周年]記念事業概要	写し	H21.3	横浜市	横浜開港150周年[市政120周年]記念事業の概要	
乙 14	横浜開港150周年記念事業の総括について	原本	H21.12	横浜市	横浜開港150周年記念事業の実施報告、各種効果、総括等	
乙 15	「横浜開港150周年記念イベント・ベイサイドステージ実施計画」策定業務委託業務説明資料	写し	H18.8	横浜市	「横浜開港150周年記念イベント・ベイサイドステージ実施計画」策定業務委託の業務内容(乙15から乙19までは横浜市による実施計画策定業務の委託業者選定に際し、まとめて配付された。)	

乙 16	「横浜開港 150 周年記念コアイベント実施計画」策定業務委託募集要項	写し	H18.8	横浜市	「横浜開港 150 周年記念コアイベント実施計画」策定業務委託の募集の趣旨等
乙 17	横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（「横浜開港 150 周年記念コアイベント実施計画」策定業務委託仕様）	写し	H18.8	横浜市	「横浜開港 150 周年記念コアイベント実施計画」策定業務委託に関するプロポーザル実施の方法等
乙 18	「横浜開港 150 周年記念イベント・ベイサイドステージ実施計画」策定業務委託受託候補者選定に係る実施要領	写し	H18.8	横浜市	「横浜開港 150 周年記念イベント・ベイサイドステージ実施計画」策定業務委託受託候補者選定の実施の要領等
乙 19	「横浜開港 150 周年記念イベント・ベイサイドステージ実施計画」策定業務委託提案書作成要領	写し	H18.8	横浜市	「横浜開港 150 周年記念イベント・ベイサイドステージ実施計画」策定業務委託提案書作成に関する手続き等

乙 20	横浜開港 150 周年記念イベント・ベイサイドステージ企画コンセプト外一式(企画プログラム提案等)	写し	H18.10	株式会社博報堂 JV	横浜市における実施計画策定の際に横浜開港 150 周年記念イベント・ベイサイドステージについて博報堂 JV が作成した企画提案の内容等
乙 21	横浜開港 150 周年記念イベント・ヒルサイドステージ提案書一式	写し	H18.10	株式会社アサツデー・ケイ	横浜市における実施計画策定の際に横浜開港 150 周年記念イベント・ヒルサイドステージについてアサツデー・ケイの行った企画提案の内容等
乙 22	横浜開港 150 周年記念事業コアイベント実施計画	写し	H19.5	横浜市	乙 20 及び乙 21 を受けて横浜市が策定した横浜開港 150 周年記念イベントの実施計画の内容等
乙 23	横浜開港 150 周年記念事業コアイベント(ベイサイドステージ(テーマステージ、ベイサイドエリア、特別エリア)・ヒルサイドステージ)実施業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項	写し	H19.6	財団法人横浜開港 150 周年協会	横浜開港 150 周年記念事業コアイベント(ベイサイドステージ(テーマステージ、ベイサイドエリア、特別エリア)・ヒルサイドステージ)実施業務委託に係る公募型プロポーザル募集の内容等(乙 23 から乙 30 までは本件協会による実施設計策定業務の業務委託先募集に際し、まとめて配付された。)

乙 24	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント ベイサイドス テージ(テーマ ステージ、ベイ サイドエリア、 特別エリア)実 施業務委託受 託者特定に係 る実施要領	写 し	H19.6	財団法人 横浜開港 150 周年 協会	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ベイサイド ステージ(テーマステージ、 ベイサイドエリア、特別エ リア) 実施業務委託受託者 特定の方法等
乙 25	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント (ベイサイド ステージ(テーマ ステージ、ベイ サイドエリア、 特別エリ ア)・ヒルサイ ドステージ)実 施業務委託に 関する公募型 プロポーザル 実施取扱要綱	写 し	H19.6	財団法人 横浜開港 150 周年 協会	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント (ベイサイド ステージ(テーマステージ、 ベイサイドエリア、特別エ リア)・ヒルサイドステー ジ) 実施業務委託に関する 公募型プロポーザル実施の 内容等
乙 26	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベン ト・ヒルサイ ドステージ実 施業務委託受 託者特定に係 る実施要領	写 し	H19.6	財団法人 横浜開港 150 周年 協会	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ヒルサイ ドステージ実施業務委託受 託者特定の方法等

乙 27	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント ベイサイドス テージ(テーマ ステージ、ベイ サイドエリア、 特別エリア)実 施業務委託提 案書作成要領	写 し	H19.6	財団法人 横浜開港 150 周年 協会	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ベイサイド ステージ(テーマステージ、 ベイサイドエリア、特別エ リア) 実施業務委託提案書 作成に関する手続き等
乙 28	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベン ト・ヒルサイ ドステージ実 施業務委託提 案書作成要領	写 し	H19.6	財団法人 横浜開港 150 周年 協会	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ヒルサイ ドステージ実施業務委託提案 書作成に関する手続き等
乙 29	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント ベイサイドス テージ(テーマ ステージ・ベイ サイドエリ ア・特別エリ ア)実施業務委 託(実施設計策 定業務)業務説 明資料	写 し	H19.6	財団法人 横浜開港 150 周年 協会	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ベイサイ ドステージ(テーマステー ジ・ベイサイドエリア・特 別エリア)実施業務委託(実 施設計策定業務) 業務内容 等

乙 30	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ヒルサイド ステージ実施 業務委託(実施 設計策定業務) 業務説明資料	写 し	H19.6	財団法人 横浜開港 150 周年 協会	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ヒルサイド ステージ実施業務委託(実 施設計策定業務) 業務内容 等
乙 31	横浜開港 150 周年記念コ アイベント ベ イサイドステ ージ提案書一 式	写 し	H19.6	株式会社 博報堂 JV	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ベイサイド ステージ(テーマステー ジ・ベイサイドエリア・特 別エリア) の実施設計策定 の委託先業者選定に際し、 博報堂 JV が作成した企画 提案の内容等
乙 32	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント ヒルサイドス テージ提案書 一式	写 し	H19.6	株式会社 アサツー ディ・ケイ	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ヒルサイド ステージの実施設計策定の 委託先業者選定に対し、ア サツーディ・ケイが作成し た企画提案の内容等
乙 33	横浜開港 150 周年記念テー マイベント「開 国・開港 Y150」 ベイサイドエ リア実施設計	原 本	H20.3.31	株式会社 博報堂 JV	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ベイサイド ステージの全体概要、全体 実施計画、ベイサイドエリ ア、マザーポートエリアの 計画内容等
乙 34	横浜開港 150 周年記念テー マイベント「開 国・開港 Y150」 ヒルサイドエ リア実施設計	原 本	H20.3.31	株式会社 アサツー ディ・ケイ	横浜開港 150 周年記念事業 コアイベント・ヒルサイド ステージの全体概要、全体 実施計画、ヒルサイドエリ アの計画内容等

乙 35	財団法人横浜開港 150 周年協会補助金交付申請書	写し	H19.3.29	財団法人横浜開港 150 周年協会	平成 19 年度補助金の交付申請がされたこと等
乙 36	財団法人横浜開港 150 周年協会補助金交付決定通知書	写し	H19.4.2	横浜市	平成 19 年度補助金の交付決定がされたこと等
乙 37	財団法人横浜開港 150 周年協会補助金交付申請書	写し	H20.3.31	財団法人横浜開港 150 周年協会	平成 20 年度補助金の交付申請がされたこと等
乙 38	財団法人横浜開港 150 周年協会補助金交付決定通知書	写し	H20.4.1	横浜市	平成 20 年度補助金の交付決定がされたこと等
乙 39	財団法人横浜開港 150 周年協会補助金事業内容変更届	写し	H21.3.26	財団法人横浜開港 150 周年協会	平成 20 年度補助金に係る事業内容の変更されたこと等
乙 40	財団法人横浜開港 150 周年協会補助金の一部返還について	写し	H21.3.26	財団法人横浜開港 150 周年協会	平成 20 年度補助金の一部返還がされたこと等
乙 41	財団法人横浜開港 150 周年協会補助金等変更交付決定通知書	写し	H21.3.27	横浜市	平成 20 年度補助金の変更交付決定がされたこと等
乙 42	財団法人横浜開港 150 周年協会補助金交付申請書	写し	H21.4.1	財団法人横浜開港 150 周年協会	平成 21 年度補助金の交付申請がされたこと等

乙 43	財団法人横浜開港 150 周年協会補助金交付決定通知書	写し	H21.4.1	横浜市	平成 21 年度補助金の交付決定がされたこと等
乙 44	委託契約書 横浜開港 150 周年記念テーマイベント「開国・開港 Y150」ベイサイドエリア実施業務委託	写し	H20.4.1	財団法人 横浜開港 150 周年協会, 株式会社博報堂 JV	横浜開港 150 周年記念テーマイベント「開国・開港 Y150」ベイサイドエリア実施業務委託契約（契約期間平成 20 年 4 月 1 日から同 21 年 3 月 31 日まで）の内容等
乙 45	委託契約変更契約書 横浜開港 150 周年記念テーマイベント「開国・開港 Y150」ベイサイドエリア実施業務委託	写し	H21.3.17	財団法人 横浜開港 150 周年協会, 株式会社博報堂 JV	横浜開港 150 周年記念テーマイベント「開国・開港 Y150」ベイサイドエリア実施業務委託契約(乙 44)の変更契約の内容等
乙 46	委託契約書 横浜開港 150 周年記念テーマイベント「開国・開港 Y150」ベイサイドエリア実施業務委託	写し	H21.4.1	財団法人 横浜開港 150 周年協会, 株式会社博報堂 JV	横浜開港 150 周年記念テーマイベント「開国・開港 Y150」ベイサイドエリア実施業務委託契約（契約期間平成 21 年 4 月 1 日から同 22 年 3 月 31 日まで）の内容等

乙 47	委託契約書 横浜開港 150 周年記念テー マイメント「開 国・開港 Y150」 ヒルサイドエ リア制作業務 委託	写 し	H20.4.1	財団法人 横浜開港 150 周年 協会, 株式 会社アサ ツ ー デ ィ・ケイ	横浜開港 150 周年記念テー マイメント「開国・開港 Y150」ヒルサイドエリア制 作業務委託契約（契約期間 平成 20 年 4 月 1 日から同 21 年 3 月 31 日まで）の内 容等
乙 48	委託契約変更 契約書 横浜 開港 150 周年 記念テーマイ メント「開国・ 開港 Y150」ヒ ルサイドエリ ア制作業務委 託	写 し	H20.12.26	財団法人 横浜開港 150 周年 協会, 株式 会社アサ ツ ー デ ィ・ケイ	横浜開港 150 周年記念テー マイメント「開国・開港 Y150」ヒルサイドエリア制 作業務委託契約(乙 47)の変 更契約の内容等
乙 49	委託契約変更 契約書 横浜 開港 150 周年 記念テーマイ メント「開国・ 開港 Y150」ヒ ルサイドエリ ア制作業務委 託	写 し	H21.3.23	財団法人 横浜開港 150 周年 協会, 株式 会社アサ ツ ー デ ィ・ケイ	横浜開港 150 周年記念テー マイメント「開国・開港 Y150」ヒルサイドエリア制 作業務委託契約(乙 47)の変 更契約の内容等
乙 50	委託契約書 横浜開港 150 周年記念テー マイメント「開 国・開港 Y150」 ヒルサイドエ リア実施業務 委託	写 し	H21.4.1	財団法人 横浜開港 150 周年 協会, 株式 会社アサ ツ ー デ ィ・ケイ	横浜開港 150 周年記念テー マイメント「開国・開港 Y150」ヒルサイドエリア実 施業務委託契約（契約期間 平成 21 年 4 月 1 日から同 22 年 3 月 31 日まで）の内 容等
乙 51	委託契約約款	写 し		横浜市	乙 44 から乙 50 までに適用 される委託契約約款

乙 52	横浜開港 150 周年記念コアイベントの進捗状況について ＜開港 150 周年事業推進特別委員会提出資料＞	写し	H19.6.12	横浜市	「横浜開港 150 周年～市政 120 周年～基本計画」概要、横浜開港 150 周年記念コアイベント実施計画等	
乙 53	開港 150 周年記念事業の進捗状況について ＜都市経営・行政運営調整委員会提出資料＞	写し	H19.9.21	横浜市	横浜開港 150 周年記念コアイベント実施業務委託に関する公募型プロポーザル実施結果等	
乙 54	12 月 4 日 常任委員会要求資料 ＜都市経営・行政運営調整委員会提出資料＞	写し	H21.12.7	横浜市	横浜開港 150 周年記念テーマイベントの会場計画の変遷、企画内容の変遷、当初財政計画等	
乙 55	「開国博 Y150」未確定額への対応状況について ＜都市経営・行政運営調整委員会提出資料＞	写し	H22.2.17	横浜市	財団法人横浜開港 150 周年協会第 19 回理事会資料、審議事項について等	

乙56	開港 150 周年 記念事業の開 催までの経緯 について ＜監査委員会 提出資料＞	写 し	H22.2.23	横浜市	横浜開港 150 周年記念事業 のあゆみ、近代日本開国・ 横浜開港 150 周年記念事業 推進協議会規約等
乙57	開港 150 周年 記念事業の各 種効果につい て ＜監査委員会 提出資料＞	写 し	H22.2.23	横浜市	横浜開港 150 周年記念事業 の誘客効果、経済波及効果、 市民力向上効果等
乙58	開港 150 周年 事業推進特別 委員会開催状 況について ＜監査委員会 提出資料＞	写 し	H22.2.23	横浜市	横浜市議会開港 150 周年事 業推進特別委員会開催状況
乙59	『「開国・開港 Y150」教育プ ログラム』の送 付について ＜監査委員会 提出資料＞	写 し	H20.11.13	横浜市教 育委員会 教育長	『「開国・開港 Y150」教育 プログラム』の送付の事実
乙60	平成 18 年 8 月 31 日 (木) 都 市経営執行会 議の概要	写 し	H18.8.31	横浜市	平成 18 年 8 月 31 日 (木) 都市経営執行会議の概要
乙61	「横浜開港 150 周年記念 コアイベント」 実施計画策定 について ＜都市経営執 行会議資料＞	写 し	H18.8.31	横浜市	開港 150 周年記念イベント 開催の目的、開港 150 周年 記念コアイベント概要、今 後のスケジュール等

乙 62	平成 19 年 12 月 4 日 (火) 都市経営執行会議の概要	写し	H19.12.4	横浜市	平成 19 年 12 月 4 日 (火) 都市経営執行会議の概要	
乙 63	開港 150 周年記念事業について <都市経営執行会議資料>	写し	H19.12.4	横浜市	開港 150 周年記念事業の事業規模、リスク管理について、入場料収入等	